

ード Ward をして少数の外人軍を組織させた。間もなく、この外人軍を中心として清兵を訓練させる事となつたが、其の成績良好であつて、討伐の功少なからざる所から、常勝軍 (Ever-Victorious Army) と呼ばれるやうになつた。

一八六二年 (同治元年)、李鴻章が上海に駐在する事となつてからワードの常勝軍は、李の配下に屬して、屢々戦功を顯はし、同年九月、ワードは寧波附近の戦に戦死した。一八六三年三月から常勝軍の指揮官となつたのが、英人ゴルドン Gordon (戈登) であつた。その頃、常勝軍の兵力は、二千乃至三千人で、砲兵一隊を備へ、將校は外國人で、下士以下は清國人であつた。ゴルドンの常勝軍は、李鴻章の配下に在つて、江蘇地方に於て奮闘しつゝあつたが、浙江地方では、英佛の援兵は左宗棠に協力して、是れも亦到る所に太平軍を撃破しつゝあつた。

外國人が清兵に協力するやうになつたのは、太平軍に取つての痛撃であつた。それに、前に述べたやうな内部の事情が加はつて、太平軍は、日一日と壓迫されて、遂に南京一城を守つて最後の運命を決しなければならなくなつた。一八六四年の初頃から、南京全く包圍されて、曾國荃の指揮する攻圍軍は三十餘ヶ所の坑道を掘つて南京に肉薄しつゝあつた。太平軍の頭領洪秀全も、運命の極まる所を察して、四月下旬、遂に毒を仰いで自殺して了つた。六月下旬、攻圍軍は、太平門附近を爆破して、

城中に突入し、三日に亘つて手當り次第に敵を塵殺した。これで、さしもの大動亂も一段落をつげたわけであるが、太平軍の殘黨は、なほ浙江・福建方面に蔓り、遠くは四川方面へ走つて餘炎を揚げたものもある。それらは、追々に討滅されたが、太平軍動亂の最中に起つた捻匪の討伐についても清朝は少なからぬ手数を要したのである。

捻匪 捻匪は、一に捻匪とも書かれて居る。一八五三年頃太平軍の勢熾熾なる時に方つて、捻匪は山東地方から起つて、次第に南方へ蔓つて來たので、清朝はその討伐にも手を分たなければならなくなり、益々太平軍の勢力を強めさせたのである。湘軍志の卷十四に次の記事がある。「捻匪は山東から起つたもので、其の始めは康熙時代に屬し、その後次第に數を増して來た。その一集團を一捻と謂つたのであるが、一説には、その賊どもが、紙を捻つて脂を燃やしたから、之れを捻と名づけたともいはれて居る」。續先生事略の曾國藩傳にも、右の一説に同じき記事を載せて居る。つまり、紙を捻 (捻に同じ) つて、脂を塗り、それに火を附けて、紙火把を作つたから、捻匪 (捻匪) と呼ばれたものと思はれる。この賊は、黄河と揚子江の中間地方に弘まつて、直隸地方を脅かし、清朝もその討伐に苦心しなければならなかつたが、英佛聯合軍の北支那侵入の際に、英佛軍を防いで勇名を擧げた將軍僧格林沁の如きは、捻匪と戦つて斃れたくらゐで、賊勢悔る可からざる有様であつた。



南京城陥つて太平軍が崩れた後にも、捻匪の勢はなほ盛であつて、曾國藩がその討伐に任じ、同治六年から李鴻章がその討伐を引き受けて、やうやく同治七年（一八六八年、即ち我が明治元年）に至つて鎮定の功を奏することができた。

動亂の結果 太平軍の動亂は、實に十五年の長きに亘つて、支那本部の大部分は、損害を被り、殊に揚子江地方を甚だしとする。その最中に、捻匪の騒ぎが起り、太平軍の衰へかゝつた頃には、天山南方に回教民の叛亂が湧き上つた。その外、貴州地方には苗族の騒動 一八五四年—一八七二年があり、雲南の回教民の動搖 一八五五年—一八七三年 陝西甘肅方面の回教民の不穩 一八六二年—一八七三年などが相前後して清朝を苦しめた。

清朝は、太平軍方面の討伐だけに全力を傾ける事かできず、前述の各方面にも、同時に力を分たなければならなかつたのであるから、討伐の困難は察するに餘りある所であり、殊に財政の窮乏に苦しめられたのは、當然の結果である。そこで主として太平軍討伐の費用を作る爲めに、臨機的手段として案出されたのが、釐金税である。

釐金税は、一八五三年（咸豐三年）から實施されたもので、貨物の通過に課する地方税である。初めは貨物價格の百分一を税率としたもので、動亂平定を待つて廢止する筈であつたのが、平定後も引き續き行はれて政府の重要な財源となつて來た。後には税率も、各省に由つて相異なるやうになり、又近代に至つては、釐金税は中央政府の收入とはならず、地方の権力者の手に横奪さるゝ有様となつて了つた。この税は、支那の内地税關（即ち常關）を通過する貨物に課せらるゝ常關税（常關太は國税である）の外に設けられた地方税であつて、支那に於ける貨物の運輸供給に取つて多大の不便を與ふるものである。

太平軍の動亂が、清朝の財政を困難ならしめ、政治上の秩序を紊れさせた事は、論ずるまでも無く明白な所であるが、この動亂の結果として、なほ別に觀察しなければならぬ要點がある。即ち、この動亂に由つて、清朝としては漢人を輕視する事ができなくなつた事である。

この動亂を平定した功績は、漢人に歸す可きものであつて、滿洲人の勤勞は、漢人に比較して微々たるものであつた。曾國藩の湘軍が官軍の中堅として奮闘したが爲めに平定の功を奏することができたのであるから、滿洲人たる清朝は漢人に對して感謝しなければならぬ筈である。

漢人側に立つて考へて見ると、次のやうな議論も成立するであらう。「太平軍は、たゞへ名義だけであつたとはいへ、清朝を倒して漢人の支那を恢復するといふ叫びを擧げたのであるから、漢人の力で太平軍を討滅するのは、倒清興漢の機會を失したものである。討滅は可なりとしても、南京を陥れ



て後、その勢に乗じて曾國藩以下漢人の有力者が、更に主動者となつて清朝に反抗したならば、容易に清朝を倒すことができたであらうに、其れを敢てしなかつたのは、當時の漢人諸名士の失策である。かういふ議論も立て得られるのであつて、後年、支那の革命黨が清朝を倒した時に、太平亂當時の狀況を引き合ひに出して、曾國藩がその際倒清の快舉を決行しなかつたのを責めて、曾氏の祠堂を破壊するに至つたことがある。

右の議論の當否をこゝに論ずることを避ける。只、否むべからざる事は、太平軍の動亂に由つて漢人の勢力が復興の運に向つたといふ形勢である。亂後の支那は、滿洲人たる清朝の手では十分に支配し切れず、漢人の有力者を採用してその協力を求めなくては、爾後の統治を完うすることができなくなつて來たのである。

## 第十二章 英佛二國と清國の紛紜

序説 太平軍の動亂最中に、清國は英佛二國と争ひを起して、二度も英佛聯合軍に侵入され、其の結果として、支那外交の上に注目すべき變化を惹き起すことゝなつた。

南京條約に據つて、西洋人が支那の五港に往來居住するやうになつたが、五港の中、廣東港に於ては、西洋人を廣東城内へ出入させるさせないの問題が起つた。廣東の港に居留する西洋人を、港に接近する城内へは出入させない事としたので、西洋人の側では不服を唱へて、屢々城内の出入自由を要求したところが、廣東官憲は種々口實を設けて之れを承諾しなかつた。

廣東は、これまで支那唯一の外國貿易場であり、是所へ往來した西洋人たちは、貿易の利を失ふまいとして、支那側に對して從順の態度を執つて來たので、是の地方の支那人は、西洋人を軽く見て、之れを侮るやうに慣らされて居た。そこで、南京條約が成立してから後も、廣東に於ては西洋人に對する支那側の人氣は、依然として舊の如く、西洋側から條約上の權利を要求すればするほど、人氣は段々險惡に傾いて來た。

西洋側でも、殊に英國は強硬に要求を主張して、廣東城内へ自由に出入する件について、廣東官憲



へ交渉を開いた。然かし、その目的は容易に達せられそうにも見えず、口先きの交渉だけでは結局何の効果も無いことが明白であつたから、或る機会を見つけて其の目的を貫かうと考へて居た中に、アロー號事件が突發して、英國は、かねての要求を貫くと共に、清國に對して外交上必要な條件を新に要求する機會を見出したのである。

**アロー號事件** 英國船籍に登録されたアロー Arrow 號といふ船が、廣東港に於て、不意に清國官吏の臨檢を受け、乗組の支那人水夫が捕へられ、その際英國國旗が侮辱された。一八五六年（咸豐六年）十月のことである。英國の廣東領事ハルリーパークス Hurray Parkes から兩廣總督葉名琛へ對してこの件を詰問したところ、彼の船の水夫は支那人であり且つ海賊であるから之れを捕縛するのは清國官憲の權内に在る事で英國側から詰問されるわけは無い、といふ回答に接した。その後二三の押問答が繰り返へされたが、例に由つて、口先きの談判では果てしがつかないと視て、英國の香港知事で貿易監督官を兼ねたパウリング Powling は、總督に對して、二十四時間内に謝罪を求め、若し應じない時には兵力を用ひる旨を通告した。總督から満足な回答を得なかつたので、英國艦隊は、遂に廣東城を砲撃し、廣東河口に在る虎門砲臺を占領した。總督の方でも、英國の威嚇に抵抗する態度を示し、英國艦隊の現在力が十分でなかつたのに乗じて、廣東港の外國商館を焼き拂つた。パウリングは取り

敢えず印度政廳とシンガポール知事とへ援兵を求めたが、本國政府に於ても支那遠征を執行する事となつて、こゝに交戦は避く可からざる形勢に立ち至つたのである。

**英佛聯合軍の支那遠征** 英國首相バーマストンは、支那遠征を執行するに併せて特派使節としてエルジン Elgin を支那へ赴かせる事とした。是の際、バーマストンは、佛米露三國へ交渉して、この機會を利用して支那との外交關係に改良を加へる爲めの協力を求めたところ、三國は之れを承諾した。殊に佛國はアロー號事件の起つたのと同様に、廣西雲南二省の境上に於て佛國宣教師が殺害された件について、清國に對つて或る要求を貫かうと考へてゐる際であるから、遠征の件についても英國と協同する事となつたのである。佛國からは、特派使節としてグロー Gros を任命し、英國のエルジンに協力させる事となつた。

英國の遠征軍が印度に立ち寄つた際に、印度では土兵の叛亂（本講一四七頁參照）が起り、遠征軍は、暫く叛亂の討伐に助力しなければならない事となつた。そのために遠征の豫定が後れて、英佛聯合軍が香港に集合したのは、一八五七年の末の事である。そこへ露國使節プーチヤチン Poutiatine と米國使節リード Reed も來着したので、いよゝゝ清國に對する行動を開始する事となつたのである。

無効とは察しながら、エルジンは兩廣總督葉名琛へ一書を送つて、廣東城出入自由の件を交渉して



見たところ、果して拒絶されたので、エルジンは兵力に訴へる宣言を發し、併せて廣東城の明け渡しを要求した。一八五七年十二月下旬、聯合軍は廣東城を攻撃して之れを占領し、英佛聯合の委員會を設けて城内を支配させる事とした、この處置は良好な成績を挙げ、西洋人に對する地方民の感情は頗る和らげらるゝに至つた。(後に明治三十三年北清事變の際に、聯合軍が天津に都統衙門を設け、天津地方を支配して好成績を挙げたのも、同例である)。

廣東を占領したのでは、遠征の目的は達せられない。是非、北京の清朝に交渉しなければ満足な結果を得られないわけであるから、エルジンは上海へ赴いて、兩江總督何桂清へ頼んで、談判を開きたいといふ希望を北京へ轉達してもらはうとした。ところが總督は、自分の一存で之れを拒絶した爲めに、聯合軍は、勢ひ北京まで乗り込まなければならぬ事となつて來た。

聯合軍は、四國使節を伴つて、北へ渤海灣へ進み、白河河口の太沽砲臺を陥れ(一八五八年五月)なほ進んで天津へ到達した、清朝もこれに脅かされて、已むを得ず、談判のため委員二名を天津へ派遣した。談判を開くに方つて、米露二國の使節は、強硬の手段を執ることを避け、佛國使節も温和の態度を示したが、只英國使節エルジンは自己の主張については毫も譲る所なく、遂に要求を貫いて、一八五八年六月二十六日、英清の天津條約を成立させた。それと前後して佛米露三國使節も別々に清

國との天津條約を結了したので、聯合軍は間もなく天津から撤退することゝなつた。

天津條約 英佛米露四國がそれ／＼清國と天津條約を結んだ中でも、英國のものが標準となつて居るのであるから、左に英清天津條約の要領を掲げる。

- (一) 英國から外交官を北京へ駐在させる事(清國からも英國へ對して外交官を駐在させる事ができる)。右外交官は、清國君主と同等の地位に在る獨立國の君主を代表するものであるから、その威嚴を傷つくるが如き儀式を行はせてはならない。
- (二) 英國臣民は、英國領事から交付され清國地方官から副署された旅行券を以て、支那内地を自由に行き得る事。旅行券なきものは、最寄りの英國領事に引き渡す事。
- (三) 揚子江沿岸に於て、鎮江府を本條約調印の日から一年以内に開放すること。なほ動亂(太平軍)の平定を待つて、揚子江上流に於て、三ヶ所以内の貿易港を開く事。
- (四) 南京條約に據つて開かれた五港の外に、牛莊・登州・臺灣・潮州(汕頭)・瓊州の市港を開くこと。
- (五) 南京條約の規定に由つて、輸出貨物にはその價格の百分五の税を課する見積もりであつたが、その後物價が下落したのであるから、この際輸出税率を改正する事。



(六) 英國臣民の輸出輸入貨物に對する内地通過税として、海關税の外に特別の加税をなし、その代り一切の内地通過税を免除すること。(この特加別税が所謂抵代税である)

(七) 償金四百萬兩を清國から英國へ支拂ふこと。その支拂終了を待つて英國軍隊は廣東から撤退すべき事。

右の天津條約は、五十六ヶ條を含み、別に附加條件一ヶ條を添えてある。外交と通商とに關する細かな規定を載せて居るが、この條約の最大の眼目とする所は、外國の外交官を北京へ駐在させる件である。從來、清國と外國の交渉が廣東のやうな僻遠の地で行はれ、直接北京に於て清國政府へ交渉する道が開かれて居なかつた。會々外國使節が北京へ赴いても、外交官として正式に取扱はれなかつた爲めに、外國としては、外交上多大の不便を感じて居た。その不便を除いて、今後北京政府と直接に交渉する道を開いたのが天津條約である。

再度の交戦 天津條約の批准書を交換するため、英佛二國の使節が艦隊に護られて白河河口に現はれたのが、一八五九年六月の事である。ところが、河口には防材が設けられて上陸を防げ、あまつさへ太沽砲臺から不意に砲撃されて、艦隊は少なからぬ損害を被つたので、一ト先づ上海へ歸らなければならなくなつた。

太沽の清兵は、初めから砲撃する豫定であつたのでは無いらしい。太沽の北に近く北塘といふ所がある。こゝから上陸して北京へ行く道があつたが、是の道は支那へ朝貢する諸國が貢物を北京へ運ぶ爲めに用ひ來つたもので、是の道を用ひるのは、支那人へ朝貢するのと同じ意味になる。英佛使節はこれを好まず、正面から太沽を経て天津・北京へ乗り込むつもりで、太沽の防材を取り除けて無理に乗り込まうとしたので砲臺から砲撃されたのである。清兵も英佛使節を北塘の傍き道から入らせる爲めに、太沽へ防材を設けて上陸を防げたのである。現に英佛使節と同行した米國使節は、北塘から上陸して北京へ案内された。然るに清帝に向つて叩頭の禮(本講第九六頁參照)を行はなかつた爲めに北塘へ送り戻され、そこで批准書を交換することができた。當時の清朝としては、洋人輕侮の念が容易に抜けなかつたので、前の天津條約の如きも、清朝に取つては一時の難場逃れに過ぎないもので、初めから之れを實施する誠意を有つて居たのではない。

太沽事變を聞いて、英佛二國は又もや問罪のために支那遠征を行はなければならなくなつた。英國からはエルジンを、佛國からはグローを特派使節として、英兵約一萬、佛兵約七千を伴つた聯合艦隊と共に遙々支那へ向はせた。支那海へ入つてから、聯合艦隊は一時舟山島を作戰根據地とし、次で佛艦隊は芝罘に、英艦隊は大連灣に集まつて準備を完うし、一八六〇年七月下旬、聯合艦隊は太沽の



北に近き北塘の沖に到着した。

先づ北塘へ上陸して、更に背面から太沽砲臺を攻撃し、八月下旬之れを占領した。聯合軍が難なく天津へ進んだところへ清朝から講和の使者が來合はせたが、今度は是非とも北京へ乗り込むといふ決心であつたから、談判を拒絶して北へ進軍を續けた。北京へ近くなつた頃、張家灣に於て僧格林沁サンコリンチンの率ゐる清軍を撃破し、次で八里橋の戦にも敵を破り、十月六日を以て北京城外に到着した。その日聯合軍の一部は、北京の西北約一里半を距てた圓明園離宮に亂入して、破壊と掠奪とを逞しうした。それから十日餘り後になつて、圓明園は慘ましくも焼き拂はれて了つた。

北京城外へ達したものの、城中へ進入するのは容易ではなかつた。そこで十月十三日を期して城門を開かせる旨を清朝へ交渉し、應じなければ強襲する事に決した。當時、清の咸豊帝は避難して熱河行宮に走り、恭親王が居残つて聯合軍に應接して居た。十三日に至つて恭親王は北京城の東北に當る安定門を開かせ、聯合軍を入城させて講和の件を議することゝなつた。

北京條約 一八六〇年十月二十四日、英清間の北京條約が成立し、翌日佛清間の北京條約も成立した。天津條約の批准書もその際交換を了つたのである。聯合軍と清朝の和議について、當時北京に來合はせて居た露國使節イグナチエフ *Ignatiev* が大に斡旋に努めたといふので、その報酬として露國は

沿海州を清國から譲り受ける事となつた。

北京條約は、前の天津條約に修正を加へ又増補したものであつて、北京條約に由つて修正されざる天津條約の他の條件は有効と認められた。従つて北京には、特に注目を要する條件が少ないのである。英國の北京條約では、(一)香港の對岸九龍地方を清國から英國へ割讓する事、(二)清國勞働者が英國に雇はれて海外へ渡航する事を許す事、(三)天津を開港場とする事、(四)償金八百萬兩を清國から英國へ支拂ふ事が要點である。佛國の北京條約も英國のと略ぼ同様であるが、土地割讓の件無き代りに、清朝が從來沒收した在支カトリック教會及びその附屬財産を原所有主へ返却させる事といふ條件を含んで居た。

總理衙門 天津條約が批准されて、愈々外國公使が北京へ駐在する筈になつて來たからして、清朝に於ても之れに應接する準備を整へる必要に迫られた。從來、外國人に應接する役目は、廣東官憲の手に任せられ、北方の陸路から來る露國人に對しては理藩院が之れに當つて居た、後には理藩院が外國人との交渉を管理するやうになつて來た。理藩院は、蒙古・西藏の如き支那の藩屬地を支配する役所であつて、外國人も屬地の土民同様に見なされて理藩院で交渉を擔任して居たのである。

天津條約の結果として、各國公使が直接北京に駐まつて清朝へ交渉を開くとなつては、之れに應接



する特別の役所を置かなければならなくなり、その新設の役所が總理各國通商事務衙門となづけられた。之れを略して總理衙門といふのである。この衙門の大臣には定員がない。最初は、恭親王・桂良・文祥の三人であり、翌年四人を増し、後には十人内外の時もあつた。その大臣の首座として一八六一年から一八八四年まで長らく外交事務を管掌したのは恭親王である。

總理衙門は、一八六一年正月から開設されたが、同年三月には英佛の公使が北京に來任し、七月には露國公使が着任するといふやうに、追々に外國公使の北京に駐在する者が多くなり、従つて清朝も、外交に關する事務を眞面目に取扱はなければならなくなり、南京條約で規定された對等の國交といふ事を現實に味はふ事となつたのである。

### 第十三章 露國の東侵と滿洲

序 說 鴉片戰爭は清國に對する外力壓迫の發端であつた。英佛聯合軍の北支那侵入は、清國に對する外力壓迫の第二段を成すものであり、清朝をして所謂外交の眞味を嘗めしむる機會となつたものである。是の兩次の外力壓迫の主動者となつたのは英國であり、東亞細亞に於ける英國の利益と勢力とは次第に擴大されつゝあつた。この形勢に對して深き注意を拂つて居たものは北方の露國である。露國がシベリヤ方面から太平洋への進出を企圖するに忙はしくなつたのも、南方に於ける英國の活躍に刺激されたからであつて、鴉片戰爭の後間もなく露國の太平洋進出運動が著るしく目立つて來た。亞細亞に於ける英露對抗の狀態は、近世の東洋史上に於て注目すべき問題となるのであり、其對抗は東亞細亞諸國の國勢の變化に影響を及ぼすこと淺からざるものがある。

今、英佛聯合軍の支那侵入と天津條約北京條約の成立とをば、清國に對する南方からの外力壓迫の一段落と見て、茲に方面を轉じて、北方に於ける外力壓迫としての露國の南下運動に説き及ぼす必要がある。それには、先づ露國のシベリヤ侵略の經過の概要を述べ、次で太平洋進出の運動に説き及ぼして來なければならぬ。時代の前後から謂ふと、シベリヤ侵略の事はもつと前に述べて置かなければ



ばならないのであるが、露國の太平洋進出運動の前提として是所に併せて説く事としたのである。

**シベリヤ侵略の大勢** 露國がシベリヤを侵略したのは、初めから國家的計畫として順序を立て、行はれたのでは無く、箇人的探險の結果が積もりつもつて侵略といふ形を作り上げたのである。その探險も、初めから土地侵略を目的としたものでは無く、毛皮を集めるといふ經濟上の利益を目的として行はれたものである。南方海上から東洋へ進み出た歐洲人たちが香料を目あてに八重の潮路に分け入つたのに對して、北方の露國人は、毛皮を手に入れるために風近るシベリヤの荒野へ踏み込んだのが、シベリヤ侵略の端緒となつたのである。

露人が狐や貂などの毛皮を探しにウラル Ural 山脈以東へ探險を試みつゝあつたのは、何時頃からかは判然しないが、餘程以前からのことで、その毛皮は、歐洲方面との貿易品として珍重されたものである。ウラル山脈の西に近くカマ Kama といふ河があるが、その沿岸のペルム Perm といふ都會を中心として廣くこの地方に勢力を固めた有力者にストロゴノフ Shogonov 家といふのがあつた。モスコウを都とする露國皇帝から許されて、ストロゴノフ家は露國東邊の防備を引き受ける爲めに適當の武備を設け、勇敢な冒險者を雇ひ入れて經濟上の利益を探らせることができた。それに雇はれたコザック Cossack 兵の頭領ヘルマク Yermack がウラル山を東に越えたのをば、通常シベリヤ侵略の發端と

して居るのである。その山越えの年は一五七九年ともいひ一五八〇年ともいひ、又それより少し後だともいはれて居る。

エルマクのウラル越えはストロゴノフ家の箇人的探險に本づくものでモスコウ政府の命令に由るものではなかつた。エルマクは約五百人の部下を率ゐてウラル山東の蒙古人部落シビル Sibir を占領し、こゝに露國東方進出の最初の足跡を印したので、その後手に入れた荒漠たる地方を總稱してシベリヤと呼ぶことになつたのである。一五八七年に至つて、シビルの南に近く建てられたトボルク Tobolsk がシベリヤに於ける露人の最初の都會である。

ウラル山東に最初の根據を作つた露人の探險は、その後東へ東へと推し進められたが、その目的とする所は、毛皮の外に新開地方の珍らしき産物を探求する事であつた。その探險の先頭に立つて植民的開拓を誘導したものは、コザック兵である。コザックは露國民族の一部ではあるが、早くから蒙古民族と接觸して蒙古風俗に染み切つた部族である。初め南露のドン Don 河・ドニエプル Dniepr 河の流域に住み、後にはヴォルガ Volga 河地方にも蔓つて來た。彼等は自治的慣習の下に團結して居たが、その常業とする所は掠奪であり、勇猛な騎士として名を馳せて居た。コザック兵を先頭として露人の箇人的探險が東へ東へと推し進められて、植民的開拓が何處までも



延びて行く間に、モスコウ政府は、その探險と開拓との結果を整理して、シベリヤの交通路を開き土民統治の方針を立て、國家としての計畫を進めつゝあつた。然かし探險は政府の指導を待たずして東へ向ひ陸上のみならず、北氷洋を渡つて亞細亞の北岸に沿ふ水路をも求めつゝあつた。その結果デシネフ Dezhnev は一六四八年を以て亞細亞の東北端へ到達した。陸上に於ても、露人の都會が次から次へとシベリヤ荒野の中に建てられて行つた。一五八七年トボルスクが建てられたのを初めとして、一六〇〇年にトムスク Tomsk 一六一九年にエニセイスク Yeniseisk 一六三二年にヤクーツク Yakutsk 一六三八年にはオホツク海の西岸にオホツク Akhotsk が建てられたのを見てもシベリヤ侵略が如何に僅少な年月の間に著るしき進捗を遂げたかを察する事ができる。ウラル山を東へ越えてから僅々六十年の間に露人の探險はオホツク海に及んだわけである。

**北滿洲侵入ネルチンクス條約** オホツク沿岸に達したコザク兵は、土民から黒龍江沿岸の富饒を聞かされて心を動かしたが、それと同じ頃、他のコザクの一隊は、黒龍江の上流シルカ Shilka 河地方が天産物に富んで居るといふ評判を耳にした。ヤクーツク知事がそれを聞き込んで、初めて黒龍江沿岸の探險を思ひ立つた。ヤクーツクに知事が置かれたのは一六四〇年のことであり、爾後ヤクーツクは東部シベリヤに於け

る露人侵略行動の策源地となつて來た。黒龍江地方が天産物に富んで居るばかりで無く、農作地としても良好であるといふ報告を得て、ヤクーツク知事は本國政府の後援を得て、その地方を攻略する計畫を廻らすに至つたのである。

是れより先き、シベリヤ侵略の進捗するにつれて、東方へ進出する移住民も増加して來たが、その移住民に取つて必要の穀物は、初め露國內地から供給しなければならなかつた。その不便を除くために、政府は農業をシベリヤに奨励し、西部シベリヤは次第に穀物の自給自足を爲し得るまでに進んで來たが、東部シベリヤはまだ其の程度に達せず、穀物を西部から供給してもらはなければならなかつた。然るに黒龍江地方探險者の報告が農作に富むといふ點に一致して居たからして、露人に取つては穀物供給の必要から何とかして其の地方を手に入れたいと考へるやうになつたのである。

モスコウ政府も右の計畫に同意して、一六五二年、遠征隊の編成に着手して大規模の侵略を實施しようとしたが、事故の爲めに中止され、それに先だつてハバロフ Khabarov といへる探險家が箇人的事業として黒龍江畔に侵入した。彼れはヤクーツク知事の後援を得て黒龍江畔に侵入し、一六五一年（清の順治八年）、アルバジン Albazin 城（清國側の所謂雅克薩）を築き、なほ江を下だつて黒龍江と烏蘇里江の會流點附近まで探險を進めて行つた。一六五二年、彼れの探險隊は、其所で清國の軍隊と



衝突した。これが露支衝突の發端である。

その一六五年・一六五八年・一六六〇年等に露支の衝突が続いて起つたが、當時は清の順治帝の代に當り、清朝の實力が充足しつゝあつた時である。露國の探險隊も當時の清兵の勇氣に恐れをなして、侵略の手を延べるのに困難を感じつゝあつた。一六六二年は清の康熙元年に相當し、清朝の活氣益々振ひ來つた時であるから露人の侵略は愈々鋒を挫かれるやうになつた。康熙帝は黒龍江畔の露人を一掃するために慎重な軍事計畫を立て、一六八五年(清の康熙二十四年)大兵を動かして、先づアルバジン城を攻め陥して之れを破壊させた。

清兵退いて間もなく、露人の侵略部隊は又もやアルバジンを修築して、舊の如く掠奪を逞しうしたので、康熙帝は、一六八六年、更に兵を發してアルバジン城を攻めさせた。露軍は苦戦して辛うじて城を支えて居た間に、講和の議起つて、清軍は一ト先づ撤退することゝなつた。

平定利羅方略の康熙二十五年七月の上諭に據ると、清朝が先づ和蘭を通じて露國に向つて和議を提出したやうに見える。「近代露支關係の研究」(南滿洲鐵道株式會社調査報告書第十七卷、大正十一年刊)にこの間の消息について次の推斷を下だして居るのは、至當な見解である。「清國側から和議を要求したのは、當時天山北方の部族が露國と通じて清朝に反抗する恐れがあつたので、求く露國と争ふ

のを不利としたからである。露國側でも、支那との通商に重きを置いて居たからして、大局から見て和議に同意したのである。」

さて、兩國の使節が會見するまでには、長時日を要し、結局ネルチンスク Nerchinsk (清國側の所謂尼布楚<sup>ニブチュ</sup>)に於て會議を開いたのが一六八九年八月下旬のことである。八月二十七日に至つて條約が成立した。

ネルチンスク條約の結果として、黒龍江流域は清國領たることが認められ、黒龍江の上流アルグン河を以て國境とし、清露兩國の通商貿易の自由が規定された。清國に取つては、露國との衝突の第一歩に於て勝利の光榮を收め得たものであり、黒龍江地方から露人を驅逐して大國の面目を完うしたのである。露國に取つては、切角踏み込んだ地方から全然退去しなければならなくなつたのを憾みとするが、然かし支那との通商に於て前途の効果を認め得る事となつたのに満足して善かるべき筈である。殊に當時の強盛な清國に對して一時讓歩しても、將來或る機會を窺つて復び黒龍江畔へ進出し得られない事はないのである。現に清朝は、その後北邊の防備を怠ると共に、内部の動搖を來たすやうになつたので、露國は更に前日の企圖を再興し、就中、南方から英國の勢力が蔓り來るのを視ては、露國も北方から南へ進出する運動を急がなくてはならなくなつたのである。その狀況を述べる前に、ネル



チンスク條約後に於ける露國の東方進出の經過を考へる必要がある。

北太平洋方面への進出 北滿洲から退去させられて後、露人は東北に向つて北太平洋方面へ探検を進めて行つた。一六九七年にはカムチャッカ半島に入り、一七二八年には、露國海軍に奉職した丁抹人ベーリング Bering は、北氷洋を渡つて東に向ひ、所謂ベーリング海峡に到達した。露人がベーリング海峡を超えて對岸のアラスカ Alaska へ渡つたのは一七三〇年のことであり、アラスカの探検と占領を進めつゝある間に、北太平洋の水産業の有望な有様に注目して來た。

アラスカ開拓に併せて北太平洋水産業の發展を圖るためにロシヤアメリカ會社が設立されたのは、一七九七年のことである。レサノフ Leshnov がモスコウ政府の保護を得て設立したものである。然るにアラスカ方面の開拓に必要な物資を送りつける爲めに、本國からシベリヤを經由する道は多大の困難を伴つて居たので、本國とアラスカ方面の海上交通を開く計畫が企てられた。その建議者たるクルーセンステルン Krusenstern は、その航路の探検を兼ねて東亞細亞に於ける露國通商の發展を圖る手段の研究を試むる事となつた。レサノフも其れに同行して、アラスカ視察に併せて日本を訪問して通商の交渉を試むる筈であつた。

一八〇三年クルーセンステルンは二隻の船を率ゐ、レサノフを同行して本國から先づ大西洋を横ぎり、南米を廻つて太平洋に入り、一八〇四年（清の嘉慶九年、我が文化二年）カムチャッカのペトロパウロウスク Petropavlovsk 港に到着した。更に南に引き返へして長崎港に入つたのが同年九月のことであり、通商の交渉に失敗して翌年三年長崎を去つて又カムチャッカへ歸着した。その歸途、千島樺太方面に示威運動を試みて、北邊の警備に關する我が國の注意を惹き起させた。間もなく、レサノフは本國へ歸る途中で歿したが、クルーセンステルンは轉じて清國の廣東港に立ち寄り、更に印度洋を経、一八〇六年八月、本國に歸着した。即ち世界一周の航海を果たしたのである。彼れの航海記事は、文政年間我が國に於て譯出され、奉使日本紀行と名づけられた。その記事の中には、樺太奪取の意見が載せられてあるので、當時の我が識者の深き注目を惹いたと謂はれて居る。

その後、アラスカ方面の開拓は、主として北太平洋沿岸を南に向つて進められ、一八一二年にはサンフランシスコの北に近き邊まで植民地を作つたが、露國は後に一八六七年に至つて金貨七百二十萬ドルでアラスカを北米合衆國へ賣却して了つた。

黒龍江北の奪取 北太平洋方面への進出は、右に述べた通りの發展ぶりを示したとはいへ、シベリヤの東北部を迂回して北太平洋沿岸地方へ交通するのは、一方ならざる不便と困難を伴なつて居た。東方への開拓と通商とを發展させるには、黒龍江の水路を利用するのが極めて有利であつた。前



のネルチンスク條約に由り、露國は支那との通商に自由を得て、その前途に望みをかけて居たところが、一七二七年(清の雍正五年)、露清の間に結ばれた恰克圖條約<sup>キヤクタク</sup>に由つて、支那との通商は、三年一回の北京貿易の外、國境貿易に限られて了つたので、露國は失望すると同時に、別に東方への貿易の新途を開かなければならない必要を感じた。

殊に鴉片戦争の結果として、英國を先頭として歐洲諸國が續々支那通商の利益を占むる形勢となつて來たのに刺戟されて、露國は貧弱な恰克圖國境貿易に満足することができず、太平洋方面へ乗り出して支那・日本との新しき通商關係を開くのを急務なる所以を覺るに至つた。

此の如き經濟上の必要が動機となつて、黒龍江地方に對する露國の野心が復び湧き立つて來たのである。太平洋方面への交通路として黒龍江を利用することは、東方の開拓と通商との發展について缺く可からざる要件であると考へられて來たのである。

一八四七年、東シベリヤ總督に就任したムラヴィヨフ *Muraviev* は、黒龍江地方奪取の目的に向つて突進する決心を固めた。先づ黒龍江の水路を自由に使用し得る目的を遂げるために、その地方の精細な探檢的調査を行はせたが、一八五〇年、黒龍江の江口が発見され、翌年、江口から少し上流の地點にニコライエスク *Nicolajevsk* といふ町が建てられた。一八五二年には、江口から南に近き沿岸にアレキ

サンドロウスク *Alexandrovsk* といふ町が建てられ、同年對岸の樺太南端のアニツ灣を占領し、西部海岸の中程にデュイ *Dui* と名づくる根據地を作つた。千島の一部に侵略を加へたのもその頃のことである。かうなると益々黒龍江の水路を利用して太平洋方面との交通を容易ならしめる必要に迫られたわけである。

一八五四年に至つて、ムラヴィヨフは黒龍江の水路利用について自由行動を執ることに決心した。當時、英佛と露國の間にクリミア戦争が起つて、露國が遙に海上から太平洋方面と交通する爲めに利用した黒海が敵のために封鎖されたのみならず、太平洋方面の露領も英佛艦隊に脅かされる恐れがあつた。そこで大太平洋方面と露本國の聯絡を保つためには、黒龍江の水路を利用するのが焦眉の急となつて來た。

一八五四年五月、ムラヴィヨフは自から兵を率ゐて黒龍江を下たり、六月江口附近に達して引き返へしたが、その際水路利用に關する視察を遂ぐる事ができた。八月になつて英佛艦隊は、カムチャッカ方面に現はれて所々に砲撃を加へ又露船を脅かした。翌一八五五年、露國の兵員移住民並に物資は、黒龍江を利用して江口方面に送致されるやうになつた。この年も、英佛艦隊はカムチャッカ・樺太方面に現はれたが、黒龍江口地方を脅かさなかつたのは、露國の幸であつた。



一八五六年六月、クリミア戦争が終結したのを待つて、露人の樺太・カムチャッカ・黒龍江口方面に於ける開拓は次第に活氣を呈し、その間黒龍江沿岸には、諸所にコザック兵の駐屯所が配置され交通聯絡の手段が次第に整頓されて來た。

その頃、清朝の北邊防備は極めて弛緩して居たのみならず、太平軍の動亂と英佛聯合軍の攻撃とに悩まされて居たから、黒龍江方面に於ける露人の放恣なる行動に對して、口先きの詰問を試むる事はできても、實力に於て之れを責めることはできなくなつて居た。

一八五七年、プーチャチンは、日本・支那へ赴くために黒龍江を下だつて太平洋へ出たが、支那へ赴く用務は、太平軍に對して清國を助ける代りに、滿洲を讓與してもらひたいといふ要求を提出する爲めであつた。彼れは英佛の使節と協同して清朝を苦るしめ、間接に黒龍江方面に於けるムラヴィヨフの活動を助ける方針を執つたのである。

ムラヴィヨフは、益々自由行動を進め、清國の弱點に乗じて之れを脅かし、一八五八年五月、遂に愛琿條約を成立させる事に成功した。この條約に由つて、黒龍江左岸の地、並に黒龍江と烏蘇里江との合流點から下流の黒龍江兩岸地方は露領となり、烏蘇里江・松花江及び黒龍江は、露清兩國の船舶にのみ航行を許される事となつた。愛琿條約の結ばれた頃、プーチャチンは支那に居て、ムラヴィヨフに策

應するといふ立場に立つて、天津條約を訂結した。この天津條約に由つて、露國は公使を北京に置く事、支那の開港場に入出入し得る事、陸上貿易を従來通り繼續する事、開港場に領事を置く事、清國とシベリヤの境界を改定する事等を取り決めたのである。

ムラヴィヨフが一兵を損せず一金を費す事なくして愛琿條約を結び得たことは、一成功と謂ふ可きものである。領土擴張の結果、新領地は、沿海州とアムール州とに區分され、アムール地方と本國の間に電信を通ずる事となり、又西方からの移民を奨勵して、西部シベリヤから移民が續々新領地へ入り込むやうになつた。殊に黒龍江左岸の支流ゼーヤ河の上流で金礦が発見されたといふ報告が弘まつたので移民の數は益々増加して來た。

愛琿條約の結ばれた頃、清國は英佛二國と紛紜の最中であつたが、一八五九年六月、清國は英佛二國の使節を白河河口に撃退して得意となつたので、露國に對しても、愛琿條約を後悔する氣味となつて、黒龍江地方に於ける露人の行動に妨害を加へる手段を廻らした。それに抗議するため、露國はイグナチエフを使節として北京に派遣したが、清朝は愛琿條約の實施を妨げようとしてイグナチエフの交渉を承け容れなかつた。ところが其の頃、英佛聯合軍が北京に迫りつゝあり、清朝は窮況に立つて居た折柄であつたから、イグナチエフは、その機會を利用して清朝を説き伏せ、一八六〇年十一月、



露清北京條約を訂結することに成功したのである。この條約に由つて烏蘇里以東海岸に至る地方は悉く露領となり、清國領土の西北境に於ても、バルカシ湖・イシククル Issik Kul 湖附近の地方も露領に加へられ、露國商人は自由に北京へ往來し得る事となり、一六八九年のネルチンスク條約は全く無効と認められて了つたのである。

愛琿條約と北京條約とは、北滿洲に於ける露清の衝突に一段落をつげたものであり、露國の太平洋進出運動が成功して、清國は將來北滿洲方面から露國の壓迫を被るべき一大損失を招いたのである。愛琿條約に規定された松花江の航行權についても、松花江といふのが何處から何處までを指すのかといふ件が曖昧であつた爲め、後に松花江航行權に關する厄介な問題を惹き起し、黒龍江と烏蘇里江とについても、その航行は殆ど露國船に獨占される姿となつて、清國北邊の警備は、常に脅かされがちとなつた。

北京條約から十五年の後、即ち一八七五年(明治八年)に至つて、露國は、我が國と千島樺太交換條約を結んで、樺太全土を領有する事となつた。是れも、露國の太平洋進出運動の成功を飾るものであつて、黒龍江地方の奪取と相待つて、露國をして東方侵略の完成を誇らしむる重要な事件である。

## 第十四章 露國の南侵と中亞細亞問題

露國南侵の動機 露國のシベリヤ方面への東方侵略が始まつてから、約百三十餘年の後に、中亞細亞方面への南方侵略が開かれた。

シベリヤ侵略を誘導したコサック兵は、掠奪を好む習慣に任せて、中亞細亞方面へも突入したが、シベリヤ方面の土民とは異つて、中亞細亞方面には相當に有力な諸國があつて、容易にコサック兵の馬蹄に蹴散らされるやうな事はなかつた。

第十七世紀の頃、即ちシベリヤ侵略が着々成功しつゝあつた頃、中亞細亞に於ては、アラル Aral 海の北には、キルギス Kirgiz 游牧民が住み、シル Syr 河のほとりにはタシケント Tashkend 國、同ト Kokzend・コーカンド Kokand 等の諸國があり、アム Amu 河の東にはボカラ Bokhara 國、同河の西にはキヅィ Khiva 國があつた。その南で、裏海東邊にはトルコマン Turkoman といふ勇猛な部族が散在して居たのである。是等の諸國又は部族は、シベリヤ土民のやうに脆く征服されるものでは無かつた。たとへコサック兵は、折々風の如く來り風の如く去つて侵奪を試みた事があるとはいへ、露國政府は、第十八世紀の初期に入るまでは、中亞細亞方面へ注意を拂ふ機會に接しなかつたのであ



る。

第十八世紀の初になつて、中亞細亞から來た商人から、アム河地方の豊富な天産物についての話が露國に傳へられ、殊にキヅァ國には金を産するといふ評判が高くなつて來た。間もなく、ボカラ國にも多量の金を産するといふ風説が加はつて、露國政府もやうやく中亞細亞方面へ注意を向けるやうになつた。ペートル大帝は、中亞細亞方面の事情を調査する爲めに遠征隊を派遣する事に決したが、その目的は、アム河地方の富源を探り、又キヅァ國への交通を開くためにアム河を利用する計畫を立てるといふ事であつた。これが露國の南方侵略の動機である。シベリヤ侵略が毛皮の利益を求め事から始まつたのに對して、中亞細亞侵略は、金を主とする天産富源の探索から誘發されたのである。然かし、シベリヤ侵略が箇人的事業として發展したのに比較すると、中亞細亞侵略は初めから露國政府に由つて着手されたものである。

**キヅァ國遠征の失敗** ペートル大帝は、キヅァ國を視察させる爲めにベコヅィチ Bekovitch を遣はしたが、ベコヅィチは一旦概略の視察を遂げて歸り來り、更に引き返へして、やゝ強壓的にキヅァ國との交通を開くべき命を受けた。

一七一七年、ベコヅィチの率ゐる遠征隊は、裏海の北を廻り、裏海とアラル海の間中に在るウスト

ウルト *Ust-Dit* 高原を横切つてアム河の平地に進出したが、不馴れの地方を急進した爲めに、隊員の疲勞甚だしく、キヅァ國を強壓するだけの實力を缺いて居たのである。キヅァ汗(汗 *Khan* は君の意)は露國遠征隊の侵入を快からず思つて、先づ兵力を以て之れを拒み、次で詭策を設けてベコヅィチの遠征隊を國都キヅァに招き入れ、不意に襲つて殆ど之れを塵殺して了つた。

この最初のキヅァ遠征に失敗してから後、やゝ長い間、露國は直接にキヅァ國へ手を出すのを控えて居たが、中亞細亞の商人と露國の商人の間には箇人としての交通が行はれ、兩者の往來は絶えなかつた間に、露國商人が數々迫害を受け、捕へられて奴隸の苦しみに悩みつゝあるといふ情報が露國に傳はつて、露國としては、貿易を保護する傍ら中亞細亞進出の企圖を再興する機會に接したわけである。

一八三九年、ウエロウスキ *Vorovskii* は、兵六千砲二十門を率ゐてキヅァ遠征の途に上る事となつた。その軍隊は、正規兵では無く、大部分は罪人を集め、一部は雇入れの俄か兵士であつたが爲めに、行軍捗々しからず、同年夏から冬にかけての行進中、既に人馬輜重の損失を重ね、翌一八四〇年の夏になつて、全員の三分二以上を失つて、中途から空しく引き返へさなければならなくなつた。

この再度のキヅァ遠征失敗の最中に、英國のアボット *Abbot* 大尉がキヅァに達して、囚はれの露國



商人を解放させる事に成功したのは、露國の不面目を重ねたものである。アボットがキヴァへ来たのは、中亞細亞に對する露國の行動を偵察するがためであつて、英領印度の保安について、英國としては露國南侵の形勢を傍觀することができなくなり、従つてキヴァ方面の事情を實査する必要があると感じたからである。その頃、露國は、一方に於てペルシヤを脅かし、進んでアフガニスタンに手を着けようとして居たので、英國は印度防衛のために露國の行動に對して深き疑念を懷いて居たのである。

ウエロウスキ遠征隊の失敗の後露國は方針を改めて、中亞細亞への進出を急ぐことを止め、北方からチリ〜と地歩を固めて、漸進的に南下する事となつた。先づ中亞細亞北部に遊牧せるキルギス部族を征服して南方への交通路を作る事とし、前進根據地を設けるため、シル河下流地方から逐次に要塞を建て、其の上流地方へ領土を推進する手段を執つた。

**ボカラ國征服** 露國がシル河に沿うて領土を推進して來ると、この河の沿岸に位したタシケンド・コジュンド・コーカンド諸國は、もとより脅かされるのみならず、シル河とアム河の間に在るボカラ國も壓迫を受けなければならなくなる。

露國の侵略の手がシル河畔に延びて同河の上流に位するコーカンド國が危くなつた頃、歐洲に於ては、中亞細亞に於ける露國の行動に對して批難の聲が起り、露國は、之れを釋明する必要に迫られ





た。その際露國首相ゴルチャコフ Gortchakov は、歐洲諸國に通牒を發して、對中亞細亞政策の辯明を試みたが、その大要は、次の如きものであつた。「我が露國の領土が未開民族と接觸するに従つて、國境の秩序を保つ必要上、是等の部族を抑へつけなければならなくなる。さういふ部族が次から次へと現はれて來るのであるから、勢ひ武力を用ひて國境地方の安全を守らなければならなくなるのであつて、是れは我が露國と中亞細亞の關係に於て然うであるばかりでは無く、亞米利加に於ける佛國、印度に於ける英國、亞米利加に於ける合衆國など、何れも同じ經驗を重ねて來た筈である。中亞細亞に對する我が露國の目的は、トルキスタン方面の未開部族を誘導して文化向上の途に進ませようといふのである。そのために、先づ是等の諸部族に貿易の道を教へて、掠奪の惡習を除かせるやうに導びく必要がある。只領土侵略を目的とするのでは無い事を聲明する」。かういふ意味の通牒が一八六四年（我が元治元年）十一月を以て、露國から歐洲列國へ送られたのである。列國もこの通牒に満足し、殊に露國の行動について深き猜疑を懷いた英國も、暫くこの通牒に甘んじて、抗議を控へる事となつたのである。

その間に、シル河平地に於ける露國の活動は依然として止むことなく、ボカラ汗は、コーカンド國を授けるために、露國の侵入軍に抵抗したが、敵し難くて退却し、露軍はそれに追尾して、ボカラの東方に在るサマルカンドを奪ひ、更にボカラ汗を追窮して、露國の欲するまゝに條約を結ばせる事となつた。これ一八六八年（我が明治元年）六月のことであつた。その條約に由つて、ボカラ國は莫大の償金を拂ひ、サマルカンドを含めるザラフシャン Zarafshan 地方は露國領となり、露國人はボカラ國內に於て貿易の自由を得、なほボカラ國を自由に通過して、隣國へ往來することができるようになつた。後に一八七三年（我が明治六年）キヴァ國が露國の保護領となつてから間もなく、同年十月の條約に由つて、ボカラも亦露國の保護領となつて了つた。

**キヴァ國・コーカンド國の征服** 案外容易にボカラ國を征服してから、露國の侵略はキヴァ國に向けられて來た。露領トルキスタン總督に任命されたカウフマン Kaufmann は、キヴァ侵入計畫を立て、機會の熟するのを待つて居たが、その頃、英國に於ては、又もや露國の行動についての批難喧しく、露國も之れを棄て置き難くなつて、使節をロンドンに送つて辯解に努め、暫く英國の疑惑を和らげ、その間にキヴァ侵入を決行する事となつた。

一八七三年三月、露國の大兵は三道に分れてキヴァに向つた。キヴァ汗の抵抗もその効なく、同年六月、露國に降服して、次の條件を以て條約を結ぶに至つた。(一)アム河北のキヴァ領を露國へ割讓する事。(二)二百二十萬ルーブルの償金を露國へ支拂ふ事。(三)キヴァ領内に於て露國商人だけには關



税を免する事。(四)キヅァ國は露國の保護領となる事。右の條件を以てキヅァ國は脆くも露國の威力に屈伏して了つたのである。曩には、周到の計畫もなく十分の準備もなく、濫にキヅァ遠征を企て、失敗を招いたのが、今は、計畫と準備とを整へて容易に遠征の目的を達する事ができた。總督カウフマンが部下軍隊の一部の功名心を満足させる爲めに、罪なきヨムードトルコマン Yomud Turkman 部族の慶殺を決行したのは、同年八月の事である。この部族は、キヅァ國附近に遊牧しつゝあつたもので、露國に對して好意を懷いて居たにも係らず、血に渴した兇暴な露軍の犠牲となつて、その部族の殆ど一人も遺さず殺し盡されて了つた。

キヅァ征服の後間もなく、露國は、裏海とアテル海の間に、トランスカスピヤ Transcaspia 州を設けて、南侵の地歩を固める事としたが、キヅァ征服から三年の後に至つて、遂にコーカンド國をも征服して、之れを鐵領に加へ、新にフェルガナ Fergana 州と命名した(一八七六年三月)。コーカンドは、久しく露國の侵略に堪へ、ボカラ・キヅァの兩大國に比べて、割合に強く露國に抵抗した國である。

トルコマニヤの奪略 シル河・アム河の兩平地が露國の手に入つてから、露國は、なほ南方に手を延ばして、トルコマン部族の住地たるトルコマニヤを奪ふ計畫を立てた。一八七八年この地方に加へられた遠征は失敗に歸したが、一八八〇年(我が明治十二年)スコベレフ Skobelev 將軍がトランスカピ

ヤ總督に任命されてから、トルコマン征服の事業が頗る有望と認められて來た。スコベレフは、從來の中亞細亞戰役にも經驗を積み、一八七七年の露土戰役に於ては勇名を轟かせた人である。

一八八一年一月、スコベレフは、約八千の遠征軍を率ゐてトルコマン部族の攻撃を開始し、その堅城ゲオクテペ Geok Tepe を攻め陥して、遂にトルコマンを征服し、なほ南方に進出する準備に着手した。然るに、本國に於ては、露國の中亞細亞に於ける軍事行動が歐洲列國の疑惑を強めつゝある狀況を顧慮し、スコベレフの南方突進を許さず、別に機會を窺つて南侵する方針を執つた。その南侵は一八八四年のメルヴ Merv 占領となつて現はれ、なほ進んでアフガニスタンの國境に迫る事となつたので、英國は印度防衛の必要上、露國の南侵を拒がため、アフガン問題を取つて露國との對抗に力を注ぐ事となつた。

露國とペルシヤ 露國は、裏海の東方に於て中亞細亞への進出を企てつゝある間に、裏海の西方からも南へ手を延ばしてペルシヤを脅かさうとした。而してペルシヤ問題と中亞細亞問題とは、相伴なつて英露多年の對抗關係に絡まつて來たのであるから、中亞細亞問題に關する英露の對抗を述べる前に、露國とペルシヤの關係、並に英國のペルシヤに對する態度の概要を説く必要がある。

裏海の西方コーカサス Caucasus 方面からペルシヤを脅かさうといふ計畫は、一七二二年頃から着



手され、露國は先づ裏海の西岸に在るデルベンド Derbend を奪ひ、一七八三年に至つては、コーカサス山脈の南へ手を着けて、ベルシヤの北境を騒がせるやうになつた。一八〇一年には、露國は、コーカサス山南のジョルジヤ Georgia 地方を横奪し、進んでベルシヤを脅かさうとした。

露國がコーカサス方面に活動しつゝある頃、英國は、佛國が埃及方面から進んで印度への侵入を企てつゝあるのを察して、之れを防ぐ爲めベルシヤと聯合する必要を認め、印度總督ウェルズリーの使節がベルシヤに赴いて、一八〇〇年、英國とベルシヤの同盟を取り結んだ。

幾ばくもなく、露佛兩國が聯盟して遙に印度を侵さうとする計畫が成立したと聞いて、英國の露國に對する警戒が一層強くなつて來たが、其の計畫は實現されずに中絶して了つた。然かし、ベルシヤに對する露國の脅威は次第に顯らかとなり、佛國もベルシヤを懐柔する手段を廻らしたのみならず、一八〇七年に至つて、又もや露佛聯合して印度への侵入を圖りつゝあるこの報道を得たので、英國は更にベルシヤとの同盟を固うする手段を執らなければならなくなり、英國はベルシヤへ援助金と武器とを與へ、その軍隊の訓練にも助力する事となつた。

其の後、歐洲政局の變化に伴なつて、英露は一旦相結んで佛國を敵とするに至つた結果、英國は印度防衛について露國に對する警戒を弛めることができたが、その間にも、ベルシヤに對する露國の壓迫

舊の如く、ベルシヤは英國の援助を求めたにも係らず、英國は之れに應じなかつた。只、英國は露國とベルシヤの間を仲裁して、一八一三年十月、クリスチアン Gulistan 條約を結ばせたが、この條約は、露國に取つて有利なものであり、これまでコーカサス方面に於てベルシヤから奪つた土地は露領として公認され、裏海に於ては露國の軍艦のみを浮べるといふ事を約したものである。ベルシヤとしては、英國が頼みにならないのを心外に思つたものゝ、露國の脅威を患ふる餘り、英國との親和を温めて、頼み難き英國を頼まなければならぬ有様であつた。

クリスチアン條約成立の後、境界についての紛議絶ゆる事なく、一八二六年に至つて、ベルシヤは又もや露國と戰を交へる事となり、敗戦の結果、一八二八年二月、トルコマンチャイ Turcomanchai 條約を結ぶ事となつた。この條約に由つて、ベルシヤの北境に於ける露領は更に擴大され、ベルシヤは莫大の償金を拂ひ、裏海に於ける露國の主權が確保されて、ベルシヤは痛切な打撃を被つたのである。この交戦の間にもベルシヤは英國の援助を求めたのに對して、英國は冷淡に之れを拒み、重ねて英國の頼み難き事實をベルシヤに教へたので、ベルシヤも方針を一變して、却つて露國に靡かんとする傾向を示すやうになつて來た。

ベルシヤが英國を疎んずるやうになつてから、露國は之れに乗じてベルシヤに勢力を張り、遂にベ



ルシヤを喉かして、アフガニスタンの西境ヘラット Herat に對する遠征を決行させた。英國は、この事件を重大視して、印度に對する露國の野心を拒ぐが爲めには、アフガニスタンを英國の勢力圈内に入れなければならないと考へて、それからアフガン問題について神經を惱ますやうになつて來た。

ペルシヤのヘラット遠征は、一八三二年に端を發き、一八三七年に至つて、ヘラットはペルシヤ軍に攻圍された。英國は、一方には露國に對して抗議を開き、又一方には使節を送つてペルシヤ王を説諭させたが、王は露國の後援を恃んで英國の忠告を容れなかつた。因つて英國は、一八三八年六月、艦隊をしてペルシヤ灣に威嚇を試みさせ、やうやくペルシヤ王をしてヘラットの攻圍を斷念させる事ができた。英國は尙ほ進んでペルシヤ王を追窮して、翌年、アフガニスタン西境に於ける侵地を還附させ、結局、ペルシヤに對する威嚇に成功したのであるが、ペルシヤに於ける露國の勢力を驅逐する事はできなかつた。

ヘラット問題が解決された後も、ペルシヤは英露二國の勢力に挟まれて、不安の中に動搖しつゝあつた。一八四八年、アミールニザム Amir Nizam がペルシヤの宰相となつて、板挟みの苦境を脱出するために熱心に努力しつゝあつたが、不幸にして僅か四年後に歿し、その後長らくの間、ペルシヤの中に挟んだ英露の對抗が引き續いて居たのである。

中亞細亞に於ける英露の衝突 露國の南侵に對して英領印度の保全を懸念するについては、ペルシヤ方面よりも中亞細亞方面の方が英國に取つて緊要であつた。

露國がキヅ國の天産物に富める風説を聞いて、中亞細亞方面へ注意を拂ふやうになつた事は、前述の通りであるが、中亞細亞を超えて南の印度の富饒な物産についての報告も、久しく露國の羨望を喉かして居た。

羨望しては居たものゝ、印度侵入は露國に取つて至難の企圖であり、中亞細亞さへ征服できない中に、印度へ乗り込まうといふのは、あまり突飛な考へであるを謂はなければならない。然るに、佛國のナポレオンが歐洲に雄飛するやうになつてから、露帝ポールは、ナポレオンと聯合して印度侵入の大望を起し、佛軍は埃及からペルシヤを経て東に進み、露軍は裏海の北岸から中亞細亞を横ぎつて南方に下らうといふのであつた。會々ポールは暗殺されて、その計畫も中絶したが、一八〇七年に至つて、露帝アレキサンデル第一世は、更にナポレオンと結んで印度侵入を企て、是も着手されずに立ち消えとなつて了つた。すつと後の事であるが、一八七八年、露國のスコベレフ將軍が印度侵入計畫を立てた事があり、次でクロバトキン Kuropatkin 將軍も、同じ計畫について研究した事がある。

廣漠たる中亞細亞の大平地を横ぎり、更にアフガニスタンの錯雜せる山地を超えて印度へ侵入しよ



うといふのは、露國に取つて至難の企圖であつたとはいへ、露國としては、中亞細亞の侵略に成功した上で、印度への侵入を計畫するのは、有り得べき所であり、其の際には、アフガニスタンの向背が緊要な問題となる。英國にしても、露國の南下を防ぐためには、アフガニスタンを以て印度の外衛とし、之れを自分の勢力圏内に入れて置く事が極めて重要な條件となる筈である。英國がアフガン問題について神経過敏となつたのも尤もな次第である。

前述のヘラット問題についても英國は過早とも謂ふべき程に神経を尖らせたが、この問題に刺戟されて、英國はアフガニスタンを確實に自分の勢力地とする爲めに、その内政に干渉を加へ、英國の傀儡となるべき人物をアフガン王に推し立て、その國を印度の外衛とする手段を廻らした。その手段が十分に成功せず、遂に第一アフガン戦役を惹き起すに至つた始末は、前の第九章 一四〇頁—一四四頁の中に述べた通りである。

第一アフガン戦役後、英國はアフガニスタンを強壓する方針を止め、之れを親和し之れを援助する政策を執り、又中亞細亞方面の状況を偵察して、露國南下の行動について注意を怠らなかつた。然るに、一八五七年印度に土兵の大亂が勃發して、英國は頗る之れに苦しめられつゝあつた際に、露國は中亞細亞に於てコーカンド國の攻略を企てたので、英國に於ては、露國が英國の困難に乗じて

野心を逞しうしたといふ點に向つて痛烈な批難が起つて來た。露國首相ゴルチャコフが一八六四年に歐洲列強に通牒を送つて辯明を試みたのも、主として英國の激昂を和める爲めであり、この通牒のことは、本章の中、ボカラ國征服の條下に述べて置いた。

露國は巧に英國の激昂を和めて置きながら、その間に中亞細亞侵略の手を緩めず、一八七三年、キヅァ國の征服に着手し、この時も、英國の露國に對する不安の念を鎮めるために、露國の使節がロンドンに赴いて釋明を試みた。當時の英國外相グランヴィル Granville は温和な外交方針を執つた人で、露國の釋明について強ひて深く追窮する事を好まなかつた。

露國は毎々英國を誑かし、遂にキヅァ國を征服して保護領として了つたが、一八七八年に至つて、アフガニスタンに手を延ばし、密使を國都カーブルに送つて同盟締結を計畫させた。英國は之れを聞いて大に愕き、印度政府から使節をカーブルへ派遣しようとしたが、アフガン王は、既に露國へ好意を表して、英國の使節を拒絶した。

印度政府は、事態容易ならずと視て、アフガン懲罰の軍を起し、新に立つたアフガン王をしてガンダマク Gandamak 條約を結ばしめ、英領印度の境界を擴め、アフガニスタンを英國の保護國とする事に定めた。然かしこの條約は、アフガン王の誠意から出たものではなく、英國に對するアフガン人



の感情極めて險惡であつた結果、この條約に基づいてカーブルに駐在した英國公使の一行は、遂に慘殺されるといふ不幸な事件が起つたのである。(一八七九年九月)。その罪を問ふために英國は第二アフガン戰役を起さなければならなくなつた。この戰役は、一八八〇年、英軍の勝利に由つて局を結び、アフガニスタンは全く英國の保護國となり、毎年英國から補助金を仰ぐ事となつたのである。

英國がアフガン問題に苦心しつゝあつた間に、中亞細亞に於ける露國の領土は、益々南方に伸び、一八八四年には、メルヅも露領に加へられて了つた。メルヅ占領の報道は、英國に於ける對露硬論の勃發を促がし、政府に對して痛切な忠告を寄せる者が多くなつて來たにも係らず、英國政府が直接露國に向つて強硬な抗議を提出するだけの決心を缺て居たのは、論者の齊しく恠む所であつた。

かゝる折しも、露國の方から英國に對してアフガニスタンの境界を改定しようといふ提議を申込んで來た。この境界については、前に一八七三年、英露の間に協定ができた事があるのを、露國はそれに不服を唱へて、改めて境界を劃定する希望を申込んだのである。英國政府は、この時も、寛大な態度に出で、露國の提議を容れ、境界審査委員を派遣する事となつた。

一八八五年(我が明治十八年)、英國委員はアフガン北境に出張したにも係らず、露國は、境界改定に托して領土蠶食の秘謀を懷いて居たので、故さらに委員を送らず、同年四月、俄かにペンジュー Peninsula

を襲つて之れを横奪した。ペンジューは、メルヅより尙ほ南で、アフガン領の北邊に位した地點である。英國に於ては露國の暴狀を責むる硬論沸騰したにも係らず、首相グラッドストーン Gladstone は、温和の方針に傾いて、露國との衝突を避けたのみならず、境界劃定の實施に方つて、遂にペンジューを露領として公認するに決した。

露國は、英國の温和方針に乗じて、更にバミール高原に眼を着け一八八九年、探險隊をバミールに入らせ、この一隊は、深く南に進み英國の警戒線に達して引き返へした。一八九一年、更に有力な偵察隊を送り、その翌年にも、探險を繰り返へした。そこで英國も、バミール方面の警戒を嚴にする必要を認め、高原内に於ける英國の境域を決定する事となり、英露の委員合議の上、一八九五年九月を以て、バミール方面の境界を劃定したのである。蓋し露國はバミール高原を経て印度への侵入を企圖したのであらうが、この高原がこの目的に適應しないのを覺つて、英國との境界を定めて満足したのであらう。

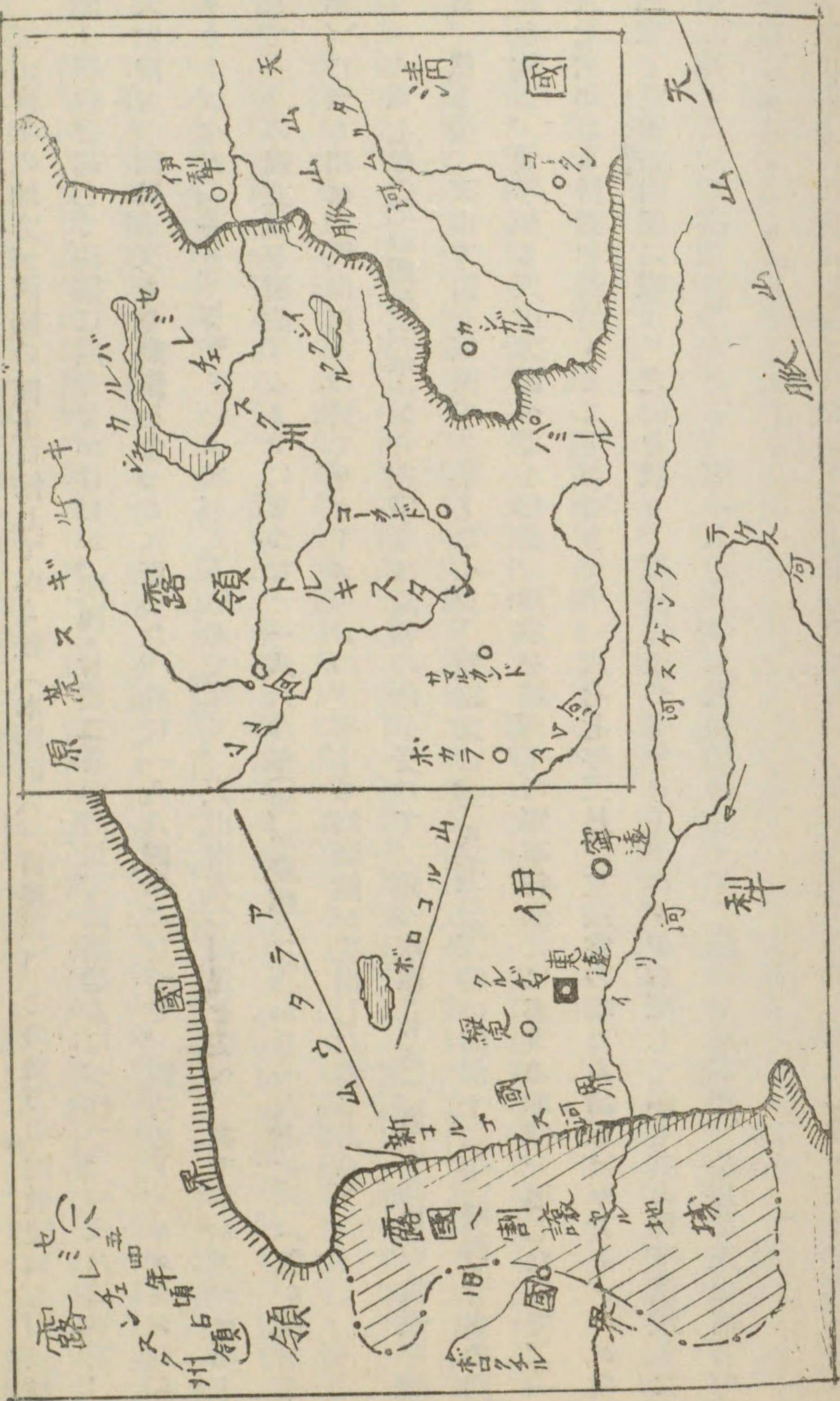
中亞細亞問題に關する英露の衝突は、アフガニスタンに於ける勢力争ひとなつて長らくもつれ合つて居た。英國としては、印度の防衛に苦心して、アフガニスタンを英國の勢力地とする爲めに第一。第二のアフガン戰爭を企てたのである。結局、アフガニスタンは一八八〇年以來、英國の保護國とな



つたとはいへ英國は露國の野心に對して常に警戒を弛めることはできなかつた。後に一九〇七年（我が明治四十年）英露協商が成立して、兩國多年の亞細亞に於ける對抗を解くに至つたが、英國として眞にアフガニスタン問題について氣を緩めるやうになつたのは、歐洲大戰間、革命に由つて帝制露國が崩壊してから後の事である。

**伊犁事件** 露國の中亞細亞侵略は、遙に英領印度の保安を脅かしたのみならず、近く清國領土の西北境に對しても壓迫を加へる事となり、清露二國の間に伊犁事件といふものが起つて、一時は兩國の國交を危うするまでの難問題となつたのである。次に、この事件の概要を説明する。

露國がキルギス荒原に游牧するキルギス部族を従へて、次第に南へトルキスタン方面を侵略しつゝあつた間に、バルカシ湖の地方も一八五四年頃に露國の有となり、露國の領土は、清國の西北境に接近しつゝあつた。バルカシ湖へ注ぐ伊犁河の上流は、清國の領土であつて、天山の北に位して居る。この方面の清國領が所謂伊犁であり、伊犁將軍が惠遠城（土名をクルヂヤ Kuldja 固爾札と呼んだ）に駐在して之れを支配して居た。伊犁地方は、山で圍まれては居るが、伊犁河（上流をテケス河といふ）の沿岸は、地味豊沃で農林の富を以て聞えて居た所である。露國は、この地方に起つた回教徒の騒亂を機會として干涉を加へ、遂に伊犁占領を企てたのである。





天山南北の地方が清國の領土に歸してから後（本講第六一頁参照）、この地方の回教徒即ち回民は屢々騒動を起して清國に厄介をかけたが、陝西・甘肅二省の回民の動搖起るにつれて、一八六二年頃、天山南方の回民が又もや動亂を企つるに至つた。殊に一八六四年になつて、西方のトルキスタンからヤクープベグ Yakoub Beg といふ者が入り込んで来て、天山南方の回民を従へ、次でカシガルを都として一ツの獨立國を建設するまでになつた。一八六六年（我が慶應二年）から一八七七年（我が明治十年）に至る間は、天山南方に於てヤクープベグの主宰する回教國が現出した姿である。

一八六七年（清の同治六年）から左宗棠は清朝の命を受けて、先づ陝西・甘肅二省の回民の叛亂を鎮め、然る後、天山方面を征服する事となつた。左宗棠は、一八七三年（清の同治十二年）陝西・甘肅の回民を鎮め、翌年から天山方面へ進んだが、沙漠を超えての軍事行動には多大の準備を要したので、一八七六年から活動を開始することができた。一八七七年三月、左宗棠の率ゐる清軍はヤクープベグの回軍と吐爾番附近に戦つて之れを破り、五月に至つてヤクープベグが病死してから其の部下潰散したのに乗じて、左宗棠は兵を進め、翌一八七八年（我が明治十一年、清の光緒四年）を以て天山南方の征服に成功することができた。

天山南方の回民は征服されたが、天山北方の回民は、なほ頑強に清軍に抵抗しつゝあつた。天山北方に於ても、一八六三年頃から回民の動搖が兆して、一八六五年頃には、伊犁地方の回民が駐屯の清兵並に地方官に對して烈しき反抗を企てるやうになつて來た。この騒亂は容易に静まりかねたのみならず、その影響が露西亞領トルキスタンとの國境地方にも波及して來たのを視て、露國は之れに干渉を加へ、國境地方の保安の爲めといふ口實の下に、出兵して伊犁に侵入し、一八七一年（我が明治四年、清の同治十年）七月、遂に固爾札を占領して了つた。

在北京の露國公使から伊犁出兵の通牒に接して、清朝は大に愕き、直に伊犁還附の交渉を開いたところ、露國の方では、清國の力で伊犁の動亂を鎮めて秩序を恢復し得た際には之れを還附するといふ旨を回答した。そこで、清朝は伊犁に出兵して、露軍の撤退を要求したが、露國は、伊犁の秩序が十分に恢復されるまではとの理由で撤退を承諾しなかつた。さうなると、直接に露國政府に對して伊犁事件の交渉を開く必要があるので、清朝は、崇厚を派遣する事となり、崇厚が露國に赴いて談判の末、一八七九年十月を以て、リヴァヂヤ Livadia 條約といふものを取り結んだ。リヴァヂヤは黒海のとりに在る露帝離宮の所在地であつて、露帝は當時こゝに滞在して居たのである。その條約に據ると、伊犁河の豊沃な平地は露國の領土に加へられ、清國は五百萬ルーブルの償金を拂ひ、露國は天山を横ざる通行權を得、なほ天山方面（即ち新疆）と露國の境界を改定する事になるのであつて、露國



に取つて極めて有利な結果をもたらすわけになる。

清朝は、この條約の報告に接して、餘り清國に取つて不利であるのに憤慨し、一八〇〇年一月、崇厚の歸朝するや否やその官職を免じて之れを死刑に處することに決めた。諸大官の中にも、露國の暴狀を憤つて、開戦を唱ふる者少なからず。張之洞の如きは其の論者の一人であつた。當時、慈安皇太后（所謂東太后）と慈禧皇太后（所謂西太后）との兩人が光緒帝の後見となつて居たが、兩太后も崇厚の卑屈な處置を怒つて、要すれば露國との戦を開くことに同意して居た。そこで萬一のために渤海灣沿岸の防備を固める事となり、旅順口に黄金山砲臺を築き、伊犁方面に對しては左宗棠をして軍事行動の指揮を執らしめる事となつた。露國の方でも艦隊を支那海方面へ集めて萬一のための準備に着手し、英佛獨米の諸國も、自衛のため軍艦を上海に集めるといふ有様で、形勢頗る切迫しつゝあつた。

當時、總理衙門の中心人物として外交事務を擔任して居たのは李鴻章であつたが、彼れは、猥に戦を開く事に同意せず、なほ一度露國との談判を試みる必要ありと考へて、佛國に駐在せる清國公使曾紀澤を露都ペテルブルグに派遣して再度の交渉を試みさせた。曾紀澤は、長髮賊平定に大功を建てた曾國藩の長子である。李鴻章は、別に英國のゴールドンに依頼して今度の談判に助力せんことを乞ふた。

ゴールドンは曾て長髮賊討伐の際に、李鴻章を助けて偉勳を奏した人で、當時、支那から本國への歸途に就いて居たのであるが、途中から呼び戻されて北京に來り、李鴻章の内意を承けて、在北京の英佛兩國の公使に向つて、平和解決の爲めの助力を頼み込んだのである。英佛二國は、清露の交戦を避けさせる希望を懷いて居たので、李鴻章もゴールドンを通じて英佛の仲裁を求めたわけである。

露國政府は、清朝が崇厚を死刑に處する意ありと聞いて、是れ露國との國交斷絶を意味するものと解釋して激昂しつゝあつたので、曾紀澤は急電を以て清朝に崇厚赦免を乞ひ、清朝も之れを容れて崇厚の死刑を止める事となつた。露國は之れに満足して曾紀澤との談判に應ずる事となつた。曾紀澤は、李鴻章からの内訓に由り、細部の論難に拘泥せず、大局に於て平和を求めるといふ方針を執り、露國側の好感を得て、案外早く條約の成立に成功した。そこで一八八一年（我が明治十四年）二月を以てペテルブルグ條約が成立し、前のリヴァヂヤ條約に比べて遙に清國に取つて有利な條件が決定された。

ペテルブルグ條約に由つて伊犁事件は解決されたのであるが、その條約に據ると、（一）清國は九百萬ルーブルの償金を支拂ふ事、（二）コルゴス（霍爾果斯）河を以て露清の新國界とする事（コルゴス河から西へボロクチル河に至る間の地域を露國へ割讓したのである）、（三）伊犁の住民は清國臣民として留まるも、亦轉じて露國國籍に入るもその自由に任かす事、（四）清國領土内に於て露國領事駐在地



を増設する事、(五)清國領土内に於ける露國の商業上の特權を定める事等の條件が決定されたのである。この條約の成立については、英國の斡旋も加はつて居たとはいへ、結局清國の外交上の成功であつて、其の成功は主として曾紀澤の盡力に歸す可きものである。

## 第十五章 後印度に於ける英佛の領土侵略

序 說 露國の領土がシベリヤと中亞細亞との兩方面から清國の北境へ接近しつゝあつた間に、英國の領土は、印度から緬甸を併呑して清國の西南境に迫り、佛國の領土は安南方面から清國の南邊に近づいて、その結果、清國の外交關係は益々錯綜して來た。この露英佛三國の領土擴張は、東亞細亞の政治的經濟的軍事的形勢の變化について重要な關係を有するものであり、清國に對する上述諸國の利害關係をして次第に鋭敏の度を加へしむるに至つたものである。

第十三・第十四の二章に於て露國の領土擴張の概要を述べたのに續いて、本章に於ては、佛國と印度支那の關係並に清佛戰爭を説き、併せて英國の緬甸併呑の經過を述べる事とする。佛國は、印度支那方面から清國南邊の雲南廣東廣西三省地方へ勢力を伸べようとし、英國は印度から緬甸を経て遙に揚子江地方に亘る一連の勢力帯を設けようとするのであり、この企圖は、後に日清戦後に至つて現はれて來たのであるが、その企圖の前提として、本章に述べる經過が肝要の意味を含むものとなるのである。

佛國の交趾支那奪取 佛國が印度並に支那方面への貿易を開いてから、印度支那への貿易をも企て



て、視察員を送つたのが一六八四年の事である。然かし、これは本國に於ける内紛に累はされて目的を達するに至らなかつた。

その後、印度支那の事情が、一七五〇年頃、佛國宣教師の手から、印度在任のデュプレックス（本講第二二〇頁―第二二三頁参照）へ報告され、佛國は改めて印度支那へ注目するやうになつて來た。デュプレックスは、その方面へ手を伸ばす前提として、先づ緬甸の一部を奪はうと圖つた事がある。

一七七四年に至つて、安南國に内亂が起り、國王の甥にあたる阮福映（後に嘉隆―安南音ギャロシー王と呼ばれた）が南邊のサイゴン Saigon に走り、その地に在住した佛國宣教師の勸告に従つて、佛國の援けを求める事となつた。これは條約となつて決定したのを、或る事情のため實行されず、間もなく一八〇一年になつて、阮福映は數名の佛國將校の私的助力に由つて安南の内亂を鎮定したので、佛國は公けに安南國と關係を結ぶ機會を逸して了つた。當時の佛國は、大革命に續いてナポレオン戦争に累はされ安南に注意する餘裕が無かつたのである。

嘉隆王が歿して、その子明命（安南音ミンマン）王が立つた頃は、佛國に於てはナポレオンが既に倒れて、秩序恢復された時であつたが、明命王は佛國宣教師を迫害し、次で嗣徳（安南音トゥドック）王も亦同様であつたので、佛國皇帝ナポレオン三世は、安南遠征の事に決し、西班牙も同様の理由で

佛國に協力することゝなつた。その聯合軍が遙々安南に向ひ、遂に安南を屈服させた結果、一八六一―年六月を以てサイゴン條約が成立した。この條約に由つて、西班牙は償金を取り、佛國は償金の外に、安南南邊の三州とプロコンドル Pulo-Condor 島々を取る事となつた。一八六七年、佛國はなほ他の三州を横領して、前の三州と合せて今日の所謂佛領交趾支那を設け、サイゴンを其の首府とした。新占領地の西に隣する東蒲塞（カンボヂャ Cambodia）國も、前のサイゴン條約成立と同時に佛國の保護國となつたのである。この安南遠征は、英佛聯合して清國遠征を行つた間の事であり、佛國としては、遠征ついでといふ便宜もあつたのであるが、安南の沿岸を脅かして遂に屈服させるまでには約五年（一八五八年―一八六二年）の長時日を費やしたのである。

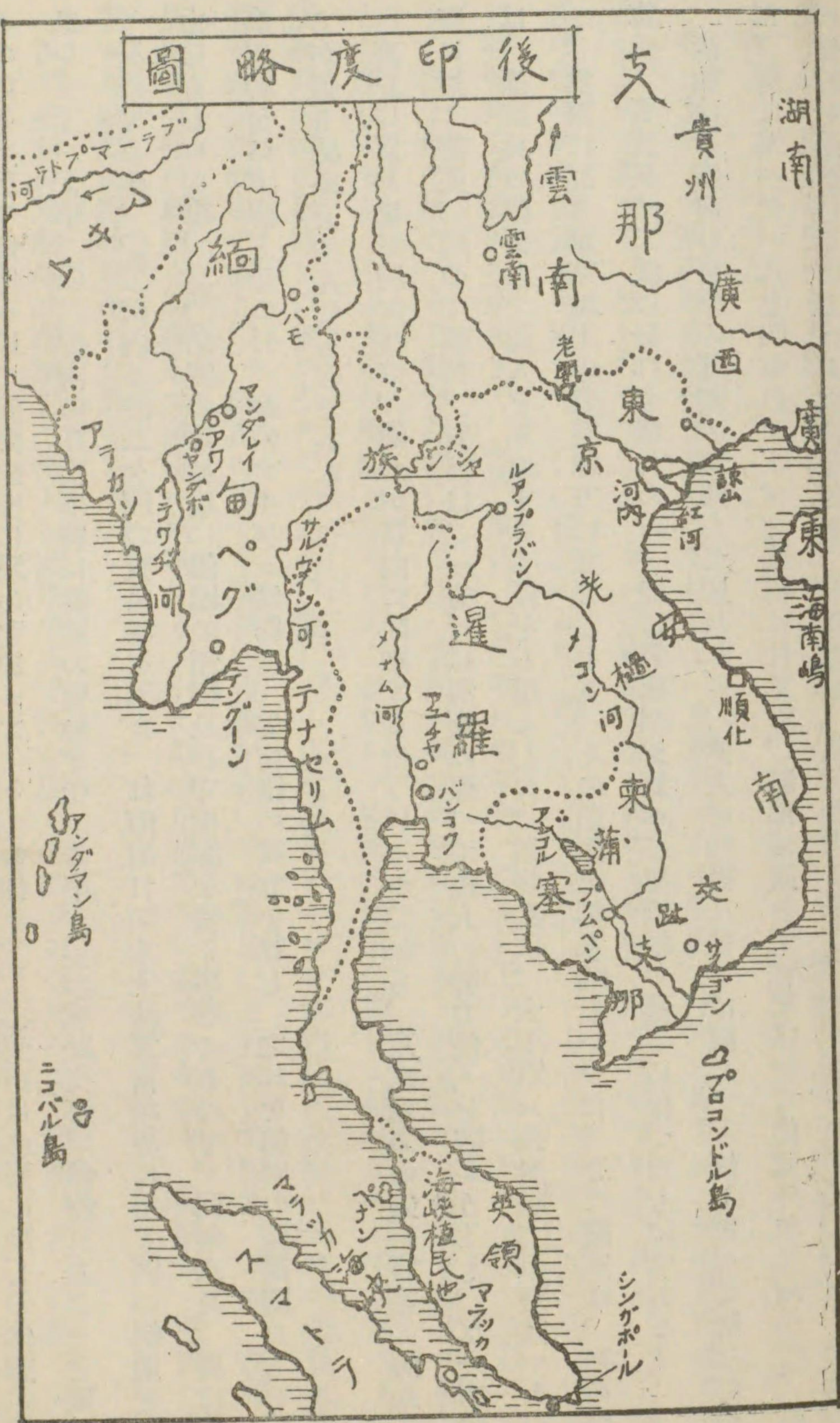
**東京問題の發生** 交趾支那を手に入れてから、佛國はメコン河を溯つて遠く清國の雲南省に達する交通を開かうと企てた。メコン（湄公）河は、雲南の西境に於ては瀾滄江と呼ばれ、下つて安南と暹羅の境を流れ、交趾支那に入つて海に注ぐ大河である。一八六六年、佛國の海軍將校ガルニエー Garnier は、この河を溯つて雲南に入る探險に成功したものゝ、この河は良好な交通路とはならない事が判かつたので、佛國は、別に雲南入りに便利な水流を探險する企圖を立て、デュピュイ Dupuis といふ佛人が其の探險を試みた。その水流といふのは、今の佛領東京<sup>トシケン</sup>の中を流るゝ紅河であつた。紅河は古名を



富良江といひ、安南名をソンコイ(桑該)河といつた。

デュビュイは、漢口駐在領事として一八六一年に漢口に赴いた人であるが、當時雲南地方に回教民の大亂があり、彼等は清國官憲から頼まれて武器を雲南へ送る必要に迫られて居たのである。そこで彼等は、雲南入りの近道を發見する目的を以て、先づ雲南府に赴き、南へ東京へ出る交通路を探つて居る中に、紅河の上流を發見し、少しく河を下だつて見て、交通路として良好であるといふ見込みをつけ雲南へ引き返へし、東京方面から雲南へ武器を輸送する計畫を述べて清國官憲の承認を得た。

デュビュイは、東京の安南官憲から妨害を受けたにも係らず、紅河を溯つて一八七三年三月、雲南に達し、武器を清國官憲に引き渡し、更に紅河を下だつて河口の河内に歸つて來た。安南政府は佛人の一行が恣に東京を往來するのを惡んで、交趾支那の佛國官憲に通牒して、佛人の東京退去を要求した。そこで交趾支那からガルニエー(前にメコン河探險を行つた人)の率ゐる一部隊が河内へ派遣されたが、この一隊は、佛人を退去させようとはせず、却つて河内地方に起つた或る暴動を利用して河内を占領するといふ始末であつたから、安南官憲は困り切つて、紅河の上流地に占據して居た黒旗兵(後に述べる)の援助を借りて、佛人を驅逐する手段を執つた。ガルニエーはその戰に斃れ、交趾支那の佛國官憲も河内占領を止める事に同意したが、その代り、一八七四年三月、サイゴン條約を結んで、





次の如き有利な條件を以て安南政府に壓迫を加へた。その條件は、(一)安南は必要に際して佛國の援助を受くべき事、(二)安南の外交事務は佛國の監督を受くる事、(三)交趾支那の佛領たることを更めて公認する事、(四)河内と外二ヶ所の貿易場を開き、紅河河口から上流雲南境界に至る間の航通を自由ならしめる事、(五)新開の貿易場に佛國の領事及び守備隊を置く事等であつて、同年八月、更に通商條約を結ぶ事となつた。是のサイゴン條約は、安南國の獨立を犯し、之れを佛國の保護國たらしむるが如き結果を生んだものである。

東京に貿易場が開かれて、佛人が自由に往來するやうになつてから、東京地方の安南官憲と佛人の間に屢々衝突が起つて來た。安南は、一方には清國に頼つて佛人の勢力侵入を防がうとし、又一方には、黒旗兵と聯絡して佛人を壓迫する手段をも廻らした。黒旗兵は、太平軍(長髮賊)の殘黨であつて、雲南に近き東京境上の老開地方に立てこもり、その頭領を劉永福といつた。この殘黨は、初め黒旗兵と黃旗兵の二派に分れて居たのが、後に黃旗派が衰へて黒旗派が蔓るに至つたものである。

清國は、安南を自分の屬國と看做して居たから、佛人の行動に付ては固とより快く思つて居なかつた。前に述べた一八七四年のサイゴン條約に付ても、駐佛清國公使曾紀澤から佛國外相に向つて、右の條約を承認しないと云ふ通告を送り、その後も、東京事情に關して屢々詰問を發したことがある。

佛國は、清國が安南を屬國と看做すのは有名無實であると考へて、清國の意向を顧慮しようとしなかつた。

今、支那と安南の歴史的關係を考へて見ると、支那側で古く安南と呼んだ地方は、今の東京地方を指したのであつて、後になつてから、今の安南地方をも含める稱呼となつたのである。凡そ、(一)前漢の中頃から後漢の初頃まで、(二)後漢の初頃(前)のより少し後れて)から其の末年頃まで、(三)三國の初頃から南北朝の中頃まで、(四)唐代、(五)明代の初世、以上の五つの期間に於て安南は支那の領土に含まれて居た。その他の期間に於ては、安南は獨立の地位を保ち、只支那から封冊を受けて朝貢した事はあるが、全く支那の屬國となつたのでは無い。安南と佛國の關係が纏れて來た頃に於ても、安南は清國の屬國では無かつたのである。現に、一八七四年サイゴン條約訂結の際、安南の委員は佛領交趾支那知事に對して、安南は決して清國の主權を仰いで居ないと明言して居た。畢竟、清國が安南を自分の屬國と看做して佛國へ抗議するといふのは正當でないのであるから、佛國は、清國へ顧慮する必要を認めなかつたのである。

さて安南が黒旗兵と聯絡して佛人を驅逐する手段を廻らしつゝあつたので、佛國は先づ自衛の爲め東京の守備兵を増加し、一八八二年(我が明治十五年)四月、佛兵は安南官憲と衝突して、河内市を占



領した。この事件について清國は佛國の説明を求め、佛國も之れを棄て置き難くなつたので、結局、北京駐在佛國公使は、清國の總理衙門と交渉して、東京に關する協約を結ぶ事となつた（同年十二月）。その條件は、佛國は東京占領の計畫を廻らさない事、清國は東京へ派遣した軍隊を引き上ぐる事、東京境上の老開に於て佛國と雲南の貿易を開く事、東京に於て清國と佛國との監督範圍を分けて治安を保護する事等であつた。

然るに、翌一八八三年一月に至つて、佛國內閣の變動に由つて、ジュールフェリー Jules Ferry が大統領となつたが、新内閣は、東京問題について強硬の態度を執り、清國を顧慮する事なく、一八七四年サイゴン條約を遂行する事に決心した。従つて右の協約は、新内閣の承認を得ずして不調に終つたのである。

清朝は頗る不快の念を懷き、要すれば佛國と一戦を交ゆる意氣込みを示し、佛國の方でも益々東京へ増兵する方針を固め、安南政府に對して強壓を加ふる必要を認むるに至つた。そこで、クールベール Courbet の率ゐる佛國艦隊は、一八八三年八月、安南の國都順化府を脅かし、同行せる佛國の東京理事官アルマン Harmand は、國都に進んで遂に順化條約を結ぶことに成功した（八月二十五日）。その條件に據ると、（一）安南は佛國の保護國となり、外國（清國を含む）との交際は佛國の媒介を待ち、國

都の近郊なる順安には佛兵を駐屯させ、佛領交趾支那の領土を増し、東京に在る安南兵を撤退させ、佛國は黒旗兵を驅逐して紅河の航通を安全ならしむる手段を講ずる事になつたのである。

安南政府を屈服させた傍ら、佛國は清國との衝突を避けるのが得策であるとも考へて、東京地方に中立地帯を設けて成るべく穩便に解決させようといふ思案を廻らした。清國の方では、總理衙門の大員たちが多くは強硬の態度を執り、續々清兵を東京へ送り、黒旗兵と聯合して、河内を根據とする佛兵に對して脅威を加へさせた。佛兵は、黒旗兵を驅逐する目的を以て、一八八四年（我が明治十七年）二月、紅河の北岸に近き北寧を占領し、なほ北方に進出する計畫を立てたが、北寧占領を聞いた清國は大に驚き、攝政西太后の命に由つて、恭親王以下總理衙門の大臣たちを更迭させ、醇親王を以て總理衙門の首座として、いよいよ武力を以て佛國と争ふ準備に着手したのである。

この際、直隸總督李鴻章は、成し得る限り平和の解決をつきたいと考へて、佛國の艦長フルニエ Fournier と相知の仲であるのを幸に、フルニエが上海に居たのを天津へ招き寄せて之れと協議の上、東京事件解決の協約を作る事となつた。その協約は、一八八四年五月に成立し、（一）清兵は東京から撤退する事、（二）清國は佛國と安南の間に結ばれた條約を尊重する事、（三）佛國は東京に接する清國南境の保安を護る事、（四）清國南境に於て佛國との通商を開く事、等の條件が規定された。



この協約は佛國に取つて有利なものであつたから、佛國の方では之れを承認して、協約が成立したしものと思ひ込んだのに反して、清國の方では、李鴻章と總理衙門の大臣たちの間に意志の疏通を缺き、大臣たちは是の協約に同意しては居なかつたのである。その結果、佛國の方では在東京の清兵が撤退するものと思ひ込んで居たにも係らず、清兵の方では撤退の命を受けて居なかつたといふ始末で、清兵と佛兵の間に意外の衝突が起つたのである。

清佛開戦 フールニエ協約に據つて、佛國の方では東京地方の秩序を整頓するため、清國南境に近き諒山<sup>ラソン</sup>へ兵を進めた。ところが諒山駐屯の清兵は、撤退の命を受けて居なかつたので佛兵の前進を拒みこゝに端なくも衝突する事となつた。

實際、フールニエ協約には、清兵撤退の日限を規定してはなかつたのであつて、フールニエが天津を立ち去る時に、李鴻章と打合せて別に日限を定めたのであるが、その日限すらもフールニエの言ふ所と李鴻章の言ふ所と相違して居たのである。畢竟、諒山の衝突は、双方の意志の疏通を缺いて居た所から起つた不慮の事件であつて、その責任の歸する所を詳にする事ができない。

佛國の方では清兵が故さらに抵抗したものと解釋して、總理衙門に向つて説明を求めたが、逆に反詰されたので、佛國は愈々北京政府の不信を憤り、遂に最後通牒を送り(七月十二日)、尙ほ容れられざる

を見て、自由行動を執る事に決し、先づクールベールの率ゐる艦隊をして臺灣の基隆港を脅かさしめ、八月下旬を以て、佛國公使は北京から引き上げて、全く交戦状態に入つたのである。

クールベール艦隊は、八月二十三日、福建省の福州灣に於て清國艦隊を撃碎し、次で臺灣の基隆・淡水を攻めて劉銘傳の率ゐる清兵と戦ひ、翌一八八五年(明治十八年)三月に至る間に、或は寧波を封鎖し、或は澎湖島を占領して頻に活動しつゝあつた。クールベールは本國の訓令に由つて臺灣を攻めたのであるが、彼れ自身は遠く渤海灣に進んで天津を脅かすべき作戦を主張して居たのである。その主張の聽かれざるを憤りつゝある間に、遂に病に罹り、一八八五年六月彼れは恨を吞んで澎湖島に歿した。

東京方面に於ては清の大兵は黒旗兵と聯合して、數々佛兵と戦ひ、一八八五年三月下旬、佛兵は不利の狀況に陥つて諒山から河内へ退却しなければならなくなつた。東京方面の清兵を指揮したのは馮子材であつて、勝に乗じて佛兵を河内方面へ壓迫しようとした時に、會々講和成立の報に接し、十分に戦果を収める事ができなくなつた。

清佛の講和を斡旋したのは、清國稅關監督英人ロバートハートであつた。彼れの斡旋の結果、先づ清佛の交戦を解き、次で一八八五年六月九日、李鴻章と佛國公使バートノートル *Patenture* の間に天津條約が成立して講和を結ぶ事となつた。その條件は、(一)清國は佛國と安南の間に結ばれた從來の



諸條約を承認する事、(二)老開と諒山とを貿易場とする事、(三)佛國は臺灣・澎湖島から撤兵する事、(四)清國南邊に鐵道を敷く時には佛人を雇入るゝ事等であつた。

清國は、償金を拂はず、地を割く事なくして局を結んだのであるが、佛國の方でも清國と東京の接境地方に於ける通商の利を收め、又東京をば佛國の手に左右する事ができたのである。清國と東京の接境地方に於ける通商條約は、一八八六年四月に成立し、更に一八八七年六月に補修された。

佛領印度支那成立 清佛の交戦始まらんとする少しく前に、北京へ赴任の途中に在つた佛國公使ハートノートルは、一八八四年六月六日を以て、安南政府と第二順化條約を結んだ。その條件は、(一)安南は佛國の保護權を承認し、外交に於ては佛國が安南を代表する事、(二)佛兵は永久に順化府の近郊順安(順化灣口の半島)を占領する事、(三)佛國の理事官長は國都順化府に居住し、關稅及び公共事業を除く外の内政には干與しない事、(四)東京に於ける安南の土着官吏は其職務を續行すると共に佛國理事官の監視を受くる事といふのであつた。この條約は、十九ヶ條から成立して居たがその第三條に、安南政權の及ぶ範圍を限つて、南は交趾支那の境界から北は寧平(河内より南)に至る間と定められたのであるから、東京は、安南の支配を離れて佛國の屬領となつたわけである。この第二順化條約と前述の佛清天津條約と相待つて、安南(右に限定された地域)は、完全に佛國の保護國と

なり、東京は佛國の所有に歸したのである。

佛國は、既に交趾支那を取り、東滿甸を保護國として居たのに加へて、今や安南をも保護國とし、東京を奪ふに至つたのであるが、一八八七年(我が明治二十年)十月十七日の布告を以つて、右の四ツの地方を合せて佛領印度支那と稱し、新に總督を置いてサイゴンに居らしめる事となつた。(この總督住地は、明治三十五年一月初から河内に移された)。安南の西北に位する老撾國も一八九三年(我が明治二十六年)に至つて佛國の保護に歸したから、佛領印度支那は老撾を加へて凡て五部の地方から成立する事となつたのである。

英國の緬甸併呑 一八八四年の順化條約に由つて安南が全く佛國の保護國となつた翌年即ち一八八五年は、實に英國が緬甸の併呑を完うした時である。

緬甸は、清の乾隆の晩年に方つて、一時強大となり、其の領土は西に延びて印度の東北境を脅かした程である。英國の印度總督アームスト Amherst は、緬甸の脅威を撃退する爲めに所謂第一緬甸戦争(一八二四年—一八二六年)を起し、ヤシダボ Yandabo 條約を結んで、緬甸西邊のアサム Assam・アラカン Arakan・テナセリム Tenasserim 三州を奪取した。

この條約以來、英國商人は緬甸のラングーン Rangoon 港に往來して貿易に従事するやうになつた



が、緬甸人の英人に對する反感が高まつて、往々兩者の間に衝突を來たし、遂に印度總督ダルージの在職中に第二緬甸戰爭（一八五二年）が起り、その結果、緬甸は戰に敗れ、英國は緬甸の南邊ベグ\_Posu を英領印度に併合した。

一八六二年に至つて英緬通商條約が成立して、英人はイラワディ Irrawadi 河の航行權を握り、次で一八六七年には、更に通商を改めて、英人は緬甸を経て清國の雲南省へ商路を開く權利を得た。この商路を開く目的で、緬甸國都マンダレー Mandalay の東北にて清國國境に近きバーモ Bhamo にも英國の外交官が駐在する事となつた。英國の商路探險隊が雲南に入り込んで、雲南官民のために迫害を被つて所謂雲南事件を惹き起したのは、一八七五年の事である。

その頃の緬甸王メンダメン Mendang Men は、佛伊二國とも通商條約を結び、又使を歐洲に送つて視察を行はせる程の氣力を示したが、一八七八年王死して、タイボウ Thibau が王位に上ぼつてから、英人に對して憎惡の態度を露はし、國都に駐在せる英國外交官も身邊の危險を感ずるやうになつて來た。のみならず、その頃、佛國は安南に對する勢力擴張を企て、居たが、緬甸に對しても企圖する所あり、竊に緬甸王タイボウと同盟して英國の勢力扶植を妨げる計畫を廻らして居た。

印度太守ダッファリン Dufferin は、如上の形勢を視て、この際一舉に緬甸を併吞する必要ありと考

へて、一八八五年、第三緬甸戰爭を開く事となつた。國都マンダレーは英軍に陥られ、同年十二月初、國王タイボウは捕へられて、印度のマドラムに護送された。この戦役は、英軍が國境を超えて國都を陥れるまで僅に二週間を費したに過ぎない。

一八八六年（我が明治十九年）一月初、英國は緬甸併吞の件を公布し、五月十五日に至つて、舊緬甸を英領印度の一州とする宣言が發せられた。但し、英國が全く緬甸人を威壓して其の國を英領とする實を完うし得るまでには、尙ほ六ヶ年の歳月を要したのである。

英國が緬甸を併吞して後は、更に清國の雲南省へ商路を進めて、東京方面から北上せんとする佛國の勢力に對抗し、清國の西南部に於ける商權の競争を開かなければならなくなつた。のみならず、後印度方面に於ても、英佛二國の勢力は、暹羅を中に挟んで相對立する姿となつたが、英國の緬甸併吞後十數年を経て、英佛二國は、後印度に於ける勢力接觸の機會に遭遇する事となつた。それが湄公河境界問題である。

湄公河境界問題 暹羅が外國と通商を開いたのは一八五五年英國と通商條約を結んだのに始まり、翌年には佛國、一八六二年には獨逸、一八六八年には奧國と通商を開いたのである。通商を開くに從つて、暹羅も、東洋に於ける歐洲列強の勢力流動に觸れて來たのであるが、殊に英國が緬甸方面か



ら、佛國が印度支那方向から、相對して暹羅に向つて勢力接觸を進めて來るやうになつてからは、暹羅は勢ひ東西から脅かされる形となつたのである。その形勢を明らかに示したものが、一八九三年（我が明治二十六年）に起つた湄公河境界問題である。

湄公河は、上流は清國の雲南省を過ぎ、南に緬甸の東界を成し、續いて暹羅の東境ともなり、東蒲塞に入り、遂に交趾支那を経て海に注ぐ大河である。佛國は、一八八四年の順化條約に由つて全く安南を保護國となし、次に西方内地に向つても勢力擴張を企て、一八八八年から一八九一年に亘つて湄公河流域の探險を行つた末、先づこの河の東方地域を併呑しようとなつた。

當時、湄公河の東岸地方は暹羅の領土に屬し、所々に暹羅兵が駐在して居た。佛國は、その地方が曾て安南の領土であつたといふのを理由として、暹羅に對して領土還附を交渉することとなつた。暹羅は、調査の末、この河の東方に於て北緯十三度か十九度に至る間に三十哩以上の中立地帯を設けて境界の爭議を絶ちたいといふ旨を回答した（一八九三年三月）。佛國は之れに満足せず、暹羅も心算に英國の後援を豫期しつゝ、佛國に對して強硬の態度を執つたところが、佛國は武力を以て湄公河東方の暹羅兵を驅逐し、傍ら軍艦を暹羅國都バンコク Bangkok に派遣してメナム Menam 河口を封鎖して脅威を加へた。次で、佛國は、國交を斷絶するといふ意味の強壓を加へ、一八九三年十月を以て、

バンコクに於て佛國の要求を承認する條約を結ばせた。これに由つて、湄公河東方地域並に河上の諸島は悉く佛國の領有に歸したのみならず、湄公河西岸二十五キロメートル内の地域には暹羅兵を屯在させない事となり、且つ湄公河西方地域に於て佛人は通商の自由を護得する事となつた。

然るに、湄公河の上流、緬甸の東界を成す地方には、英國の保護を受くるシャン Shan 部族といふのが居て、その一部は河の東岸に住んで居たのである。今湄公河東方地域が佛國の手に歸した結果、同河の上流の東方に住めるシャン部族も佛國の支配を受くるに至るべき恐があつた。そこで、英國から佛國に對つて注意を促し、結局、湄公河上流地方（英領緬甸と佛國の保護する老櫛國<sup>ラオス</sup>と相接する地方）に幅五十哩内外の中立地帯を設けることとなつた（一八九三年七月）。幾ばくもなく、一八九六年一月に至つて、英佛は更に協約を結んで、英領緬甸と老櫛の境界を湄公河とする事に改め、併せて暹羅の中部に中立地帯を設け、それ以東を佛國の勢力地、それ以西を英國の勢力地とする事に決定した。畢竟暹羅は、自國の境内に於て恣に英佛の勢力地を設定されたわけであり、英佛の勢力均衡に由つて存立を保ち得る姿となつたのである。



## 第十六章 同治より光緒に亙る清國內情

序説 前四章に述べた所に由つて、英佛露三國の亞細亞に於ける勢力擴張の結果が清國に對して直接の脅威を加ふるに至つた經過の主要を知る事ができる。北に於ては、滿洲から蒙古を経てバミール高原に亙る廣大な地域に沿うて、露國は常に清國に對する侵蝕の機會を窺ふことができた。西南方に於ては、英國が緬甸を併呑して、清國の雲南省と境を接するやうになつてから、清國は、是の方面に於ける英國の行動を顧慮しなければならなくなり、併せて西藏に對する英國の企圖にも懸念する必要を感じて來た。南方に於ては、佛國が東京トシヤンを奪つて、清國の南境に迫り、緬甸方面からの英國勢力の侵入に對して競争するやうになつてから、清國としては南境の保安についても相當の注意を配らなければならなくなつた。以上は、一八六〇年の北京條約以後に於て現はれ來つた形勢である。

北京條約から二年後が、清の同治元年であり、我が文久二年に當つて居る。それから十三年後の一八七五年が、清の光緒元年で、我が明治八年に相當する。露清間の伊犁問題が落着いたのも、英國が緬甸を併呑したのも、佛國が佛領印度支那を組織したのも、何れも光緒元年から同十三年（我が明治二十年）に至る間の事である。この期間に於て、清國將來の國情に急激の變化を來たすべき重要な事

情が開展しつゝあつた。即ち朝鮮問題について、清國と我が日本との間に衝突が起りかけて居た事である。其の衝突の激する所、遂に日清戦争が起り、戦後に於ける清國國情に重大な變動を來たす事となつたのである。

朝鮮問題に關する日清の紛紜に説き及ぼす前に、一八六〇年の北京條約以後、清國の内情について如何なる變化が起つたかといふ事の要領を述べて置かなければならない。この内情の變化を考へる事は、一八六〇年の北京條約に由つて外國公使が北京に駐在するやうになつてつから後、日清戦争の起るに至る三十餘年間に於て、清國が如何に外力の脅威に對應したかの狀況を知る爲めに必要な題目である。由つて、前の第十二章に接して、暫く北京條約訂結の當時に溯つて説明を續ける事とする。

同治中興 北京條約訂結の當時、清の咸豐帝は、既に北京から逃げて、東北方の熱河行宮に滞在して居た。その中に病に罹り、翌一八六一年八月、帝は行宮に歿し、當年六歳の同治帝が位に即く事となつた。熱河には怡親王・鄭親王以下排外思想に固まつた人たちが一團を成し、就中、肅順が勢力を振つて居た。北京には、北京條約の當事者たる恭親王が居残つて居たが、是の人は溫和な外交方針を執つて、おのづから熱河の一團と相距たるやうになつて居た。

一八六一年十一月、同治帝が北京へ還り來つた際に、恭親王の一派は、急に鄭親王・怡親王・肅順の



三人を捕へ、兩親王を自殺させ、肅順を死刑に處した。この事件は、恭親王が東太后・西太后の兩人と相謀つて、清朝の安泰の爲めに決行したものであると謂はれて居る。東太后は、咸豐帝の皇后であつて、帝の歿後、慈安皇太后と呼ばれた人であるが、北京宮城の東方に當る綏履殿に住む事となつたので東太后といはれたのであり、當年二十八歳であつた。西太后は、咸豐帝の妃であつて、帝の歿後慈禧皇太后と呼ばれ、北京宮城の西方に當る平安室に居たので、西太后と呼ばれたのであり、當年二十九歳であつた。東太后は賢婦であり、西太后は才女であつたが、同治帝の後見役として相並んで政治を輔けた。而して實際に政治を指導する任に當つたのは恭親王である。

恭親王の主宰した北京政府は、諸外國との親和を主義としたと同時に、歐洲文化を採用して政治の面目を一新する方針を執る事となつた。その業績を名づけて同治中興といふのである。

英佛聯合軍の北支那遠征に由つて、清國國防の缺陷が明らかにされ、又太平軍(長髮賊)の討伐を急ぐ必要に迫られたので、恭親王の政府は、先づ軍隊教練を歐洲式に則る方を定めて、歐洲人の將校を備ひ入るゝ事となつた。これは一八六二年に實行されて、英佛の將校が太沽・上海に於て清兵を訓練する事となつた。

陸兵訓練よりも重きを置かれたのは海軍建設である。恭親王は、清國税關監督(總稅務司)英人レイ

に依託して、英國から軍艦を購入しようとした。その結果、英國海軍大尉オスボーン Osborn が八隻の軍艦を率ゐて、一八六三年、支那に到着した。然るに、その艦隊を北京政府に直屬させるか、地方官に隸屬させるかの件について、レイと恭親王の意見相合はず、結局、同年十月に至つて、軍艦購入。英國海軍將校雇傭に關する契約は破棄されて了つた。レイはこの件に累はされて總稅務司の職を罷め、之れに代つたのが英人ロバートハートである。

右の海軍建設案は不成功に終つたが、上海に於ては、曾國藩・李鴻章の建議に本づいて、一八六五年に造船所が開設され、米人技師を備ひ、その附屬學堂には英佛人の教官を招く事となつた。別に、福建省福州に於ても、左宗棠の建議に由つて、一八六七年から造船所が建設され、沈葆楨が之れを處理する事となつた。福州の造船所は次第に成績を擧げ、一八七三年に、その附屬學堂から英佛へ留學生を送らうとしたが、事故の爲めに果さず、一八七五年(光緒元年)に至つて、數名の留學生を佛國へ送る事ができた。翌一八七六年には、李鴻章の意見に本づいて、七名の陸軍留學生を獨逸に送り、航海造船術修業のために三十名の留學生を英佛二國へ赴かせた。

陸海軍の改善について努力を注いだのは、外力の脅威に對應して自強の途を開く爲めに先づ軍事上の整備を必要としたからである。陸海軍ばかりで無く、他の方面の西洋文化を吸收する爲めに留學生



を海外へ送る計畫も立てられて、一八七一年(同治十年、我が明治四年)に、三十名の留學生が米國へ送られた。この留學の件を立案して當局へ建議したのは、廣東人容闈である。この人は、一八四七年、米國人に伴なはれて米國へ留學し、一八五四年に歸國したが、彼れは先づ曾國藩に勸めて西洋文化採用の手段を講せしめ、曾國藩も覺る所あつて、之れを北京政府に建言し、恭親王の同意を得たといふわけである。當時の外國留學の事情は、容闈の著した西學東漸記(民國四年刊)に詳かである。又同治中興の頃から近年に至るまでの間に、支那が世界的潮流に動かされ、西洋文化の影響を感受するに至つた経過を知るには、近頃、上海の申報館から出版された「最近之五十年」(民國十二年刊)と題する好著を一讀するのが捷徑である。

一八六三年(同治二年)、北京に同文館が設立された。これは、各國の言語文字を初めとして、天文數學造船機械等の學術を修養するのを目的としたものである。これ支那に於て西洋文化に關する高等教育の開かれた始めと謂ふ可きものである。英人ロバートハートが同文館の監督に當つたが、幾ばくもなく米人マルチン Martin (丁建良) が之れに代つた。後に、上海と廣東とに、同文館の分館が置かれたが、外國語學の授業を主としたものである。然るに、北京に於ては、恭親王の西洋文化採用の方針に反對して、夷法を師とするのを恥辱なりと考へる保守主義の有力者も少なくなかつた爲めに、新

設の同文館へ入學するものが無かつたといはれて居る。

此の如く、外力の脅威に刺激されて、一八六〇年以後、清國に於て改進自強の運動が兆し、同治中興の名を謳はるゝやうになつたわけである。然かし、恭親王や曾國藩の如き明察の士は至つて少なく、眞に西洋文化を採つて自強の途を開かうとする氣運は、また十分に伸びて來なかつた。同治中興の業績が、我が明治維新の大業に比較して、外力の脅威に對する發奮といふ動機を同じうしたにも係らず、赫やかしき建設を果たし得なかつたのは、清國の爲めに惜むべき事である。只一旦發芽した氣運は、微力ながらも、次の光緒の代に入つて發展の途をたどりつゝあつた。

**バーリンゲームの使命** 恭親王の北京政府は、諸外國との親善の交際を結ぶことに重きを置き、使節を歐米に遣はして、視察を兼ねて親交を温めしむる手段を廻らした。この遣使は、一八六六年に一次び實行されたが、更に一八六八年(同治七年、我が明治元年)に、前米國公使バーリンゲーム *Bairlingame* に清國の使節たることを依囑し、二名の清國大官を添えて、歐米を巡回させる事となつた。

北京政府が此の企圖を實行する事になつたのは、只漠然たる親善政策に本づいて居たのでは無く、もつと深い直接の理由があつたのである。一八六八年は、前の一八五八年の英清天津條約の改訂期に當つて居た。この改訂は、關稅並に通商規約に關するものであつて、天津條約の第二十七條に、十年



後(即ち一八六八年)に至つて改訂し得るといふ事を規定してあるのである。そこで、改訂に着手する事になれば、英國の要求は必ず膨大されるに相違なく、北京政府は容易にそれを承認しかねて、又もや國交上の危機を招くに至るかも知れないといふ恐れがあつた。殊に、保守主義の有力者が尙ほ多數であつて、外國との親善協和を快しとせざる風潮が強くと一方に流れつゝある際であるから、英國及び他の諸國から通商上の重き要求を強ひらるゝ事は、當時北京政府として頗る應接に苦しむ所であつた。そこで先づ使節を遣はして、歐米諸強國との好しみを温め、清國に對して過急強硬の要求を提出しないやうに了解を求めさせようとして、使命をバーリンゲームに依囑するに至つたのである。六年間公使として北京に駐在したバーリンゲームも亦、諸強國が清國に於ける利權の問題について争ひを起すのは、清國の爲めにも諸強國のためにも不幸であると考へて、右の使命を引き受けて清國の爲めに盡力する事になつたのである。

一八六八年二月、バーリンゲーム一行は、上海から出發して、先づサンフランシスコに向つた。米國に上陸してから諸方に於て歓迎され、その間、同年七月ワシントンに於て、前の一八五八年米清天津條約の追加條約(バーリンゲーム條約とも呼ばはるゝもの)を訂約した。北京政府は此の如き追加條約を結ばうとする意志は無く、後に聞いて愕いた位のものである。米國に取つても、この追加條約

に由つて清國に於ける新利權を加へたといふわけでは無い。只是の追加條約(八ヶ條)は當時の米國の清國に對する外交方針を聲明したといふ點に於て重要な意義を含めるものである。

この條約には、清國の領事を米國に駐在させる件、條約に由つて外人の居住を公認された支那各地に、米人經營の學校を建設する件(實際に於て是の件は久しき以前から實施されて居た)等を規定した外に、米國が鐵道電信その他の實業開發に關して、清國の内政に干渉せざる可き事を約し、清國政府の招聘に應じて米人技師を派遣する件を承諾して居る。而して是の條約に於て特に重きをなす要點は治外法權その他の對外契約の如何に係はらず、清國は自己の領土について完全なる統治權を有するといふ事を宣言したことである。これ清國に對する列強の利權要求を和らげんとする目的に出でたものである。然かし、此の宣言は、清國政府が實際に於て支那を統御する力あり、従つて優に列國と相伍する資格を具へて初めて承認さる可きものであり、北京政府の權力がやゝもすれば地方長官に蔑視されがちな當時の實情から考へると、バーリンゲーム條約の宣言は、一場の空理に過ぎないものであつた。彼れは廣長舌を振つて、當時の清國が強固なる大國として世界列強の間に伍すべき開明の域に進みつゝあることを誇張し、眞に清國の實況を知る者の眉を蹙めさせたのである。

一行が轉じて英國に達した頃は、曾て清國に對して強硬の政策を執つたバーマストーン一派の内閣が



倒れて、外交上の温和政策を主義とするグラッドストーン Gladstone 内閣が之れに代つた時である。(一八六八年十二月)。その外相クラレンドン Clarendon はバーリングゲームの求めに應じて、清國に對して過當の要求を加へざるべき聲明を發した。一行はこれに力を得て、更に佛國に赴き獨逸を訪ひ、遂に露國に入つたが、バーリングゲームは病に罹つて、一八七〇年二月、露都ペテルブルグに歿して丁つた。この三國に於ては、彼れは英米に於て博し得たやうな成功を望む事はできなかつた。

要するに、バーリングゲームの使命は成敗相半ばするものであつた。英國をして一八六八年の條約改訂期に於て、清國に對する要求を膨脹せしめなかつた點に於て、彼れの使命は成功したものとといふ可きものである。且つ、米國をして清國に對する列強の威壓を緩和する爲に有効なる公約を結ばしめたのも、亦成功の一に數ふ可きものである。之れに反して、彼れの説明があまり誇張に失し、眞に清國の實況に通ずる外人たちを失望させ、其の人たちの反感を強からしめた事は却つて清國と列強の交際を順當に發展させる上に少なからぬ妨害を來たしたものである。現に當時の清國は或る一部識者が開明の途を開くために努力しつゝあつたにも係はらず、一般に外人に對して嫌忌猜疑の念を懷き、皮肉にも、バーリングゲーム一行が歐洲に於て清國開明の氣運を誇張しつゝあつた間に、清國に於ては外人との衝突に由る重大な外交上の案件が頻發しつゝあつた。その衝突の多くは、外人宣教師に對する嫌

忌の情に本づいたものである。

天津事件 一八七〇年の夏、天津に疫病が流行した際、かねてより佛國宣教師が天津に開設した孤兒院の中に於ても數多の幼兒が病に罹つて斃れた。ところが天津の支那人の間には、外國人が孤兒院の幼兒を殺し、その眼球・心臟を取つて藥材に供するのであるといふ風評が高まつて來た。抑々、外國宣教師が支那の開港場に於て教會堂・學校・病院を建設するについての公認を得たのは、一八四四年の佛清・米清條約に始まり、次で一八五八年の天津條約に於て確乎たる布教權を獲得、更に一八六〇年の北京條約に於て、外國宣教師は、布教權の外に、支那人信者を保護する事と土地買収とに關する權利をも得る事となつた。されば宣教師は布教の外に病院孤兒院を建て、慈善事業を弘めることにも盡力するやうになつたのである。然るに宣教師並に支那人信者(即ち教民)は、外國の勢力を恃んで、傲慢な態度を採り、到る所に於て一般支那人の反感を招きつゝあつた。孤兒院に於て兒童を殺すといふやうな風説も畢竟外國宣教師に對する反感に本づくものであり、支那側の無智も憫れむ可き事ながら、外國宣教師の横暴な行爲が支那人の反感を激成するに至つた次第は、當然の成り行きと謂はなければならぬ。

天津の孤兒院が地方民の疑惑を招いてから、佛國人は反感の的となり、殊に佛國領事が孤兒院を臨



檢せんとする地方民の要求を拒絶した爲めに、一層不穩の形勢を促すこととなつた。一八七一年六月佛國領事館と孤兒院とが暴徒に襲はれ、佛國人の外に露國人も誤つて迫害を被り、歐洲人二十名が慘殺されるといふ事件が起つたのである。

在北京の公使團は、恭親王に對して暴徒の嚴罰を求め、列國の軍艦は天津に集まつて排外暴動を防ぐ用意を固めるといふ騒ぎになつて來た。直隸總督曾國藩(同治七年就任)は是の事件の處分を命ぜられ、病を推して天津に赴き、地方民の激昂を和め、外國人との衝突を戒め、暴徒の處分については嚴正の態度を守ること決心して居た。傍ら萬一の急變に際して外國の脅威に抵抗する爲めの防備を怠らず、責めを一身に負ふ覺悟を以て佛國公使との交渉を開く事となつた。彼れの決心堅固にして已むを得ずんば戰を開かんとする程の氣勢を揚げて居たのを見て、北京政府は事局の急轉を憂ひ、李鴻章をして曾國藩に代らしめた。李が直隸總督として外交上の敏腕を示すに至つたのは、實に是の時からのものである。(曾國藩は兩江總督に就任し、同治十一年即ち一八七二年を以て病歿した)。

李鴻章の盡力に由つて談判も捗り、天津の地方官を罰し、暴徒の巨魁二十名を死刑に處し、四十萬兩の償金を佛國に拂ひ、且つ清國から謝罪使を佛國に送るといふ條件で、天津事件の局を結ぶ事ができた。

同治より光緒へ 天津事件の翌々年に、同治帝は十六歳に達して立后の式を擧げ、更に翌年(一八七三年)に至つて、親政の旨を發布した。列國公使の要求に由つて、同年六月、同治帝は公使たちに謁見を許した。是れ北京の外交團が清帝に謁見した最初の事例である。但しその謁見の場所は、宮中の正殿ではなくて紫光閣であつた。紫光閣は、從來清國へ朝貢する諸國の君主又は使臣への謁見を許した場所であるから、其所で公使團を引見したといふのは、また外國との對等の國交を自覺して居なかつた事を示すものである。(宮中正殿に於ける謁見は、後に一八九四年、即ち我が明治二十七年に至つて初めて實行された。) 然かし、清帝が公使を引見した事は、清國の外交上に於ける一段の進境を示すものであり、清國の方でも、公使を外國に駐在させる必要を感じるに至り、初めて一八七六年(光緒二年)郭嵩燾を駐英公使に任命する事となつた。

翌一八七七年、同治帝歿して、光緒帝が位に即いた。まだ四歳の幼童であつたから、東太后西太后の兩人が後見役となり、垂簾の政を執つた。一八八一年(我が明治十四年)に至つて東太后が歿してから後は、西太后が獨り後見に立つて政治に干涉するやうになつた。光緒帝の生母は西太后の妹で、醇親王奕環の王妃であつた。されば西太后は、甥の光緒帝に對して憚る所なく之れを抑へ、又恭親王を疎外して醇親王を總理衙門の首座に据え、或は宦官李蓮英を寵任し、或は莫大の國費を投じて頤和



園（萬壽山）の離宮を修復するといふやうな専斷を敢てするやうになつて來た。後に、一八八九年（我が明治二十二年）光緒帝が親から政を執る事となつてから、西太后は頤和園に退隱したとはいへ、帝の行動に關しては、常に監視の眼を注いで居たのである。

雲南事件 同治の末年には、臺灣事件について日本との交渉が起り、大事に及ばずして落着したが、翌光緒元年（一八七五年）には、英國との間に雲南事件の紛議が起つて來た。

英國は緬甸から雲南への商路を開く計畫を立て、一八七四年、總理衙門へ交渉して、雲南へ探險隊を送るについての承諾を求め、その準備に着手した。ブラウン *Browne* 大佐を長とする探險隊約二百名は、緬甸の東北境バモに集合し、上海の英國領事館書記生マーガリー *Margary* が一行の嚮導となり通譯ともなる筈で、上海から雲南を経てバモに到着した。一八七五年（我が明治八年）二月、一行はバモを出發して雲南へ入り込む事となつた。

然るに、雲南の清國官憲は、英國探險隊の目的について邪推を廻らし、一行の行動を妨げんとする様子が見えた上に、雲南の土民も、明らかに反感を示して、一行の物資購買に應じないといふ有様であつた。マーガリーは、一行の便宜を圖るために、先發して蠻允といふ所へ赴いたが、不幸にして其の地の清國官民の手に捕へられて殺害されたのみならず、ブラウンの一行も續て清兵に襲はれ、前進

の見込み立たず、已むを得ずしてバモへ引き還さなければならなくなつた。

一ヶ月程後に、變報北京に達し、英國公使から總理衙門に對つて、雲南事件についての英清兩國委員の合同調査を要求した。總理衙門は、三ヶ月餘躊躇した末に、合同調査をする事となつた。清國側では、マーガリー殺害の罪を雲南土民に歸して、軽く解決させやうとしたが、英國側は、雲南の地方長官以下是の殺害について責任を負ふべきもの少なからずと認めて、嚴重の處分を要求し、若し容れられなければ國交を斷絶するといふ決心を見せて、要求を貫かうとした。

この際、英清衝突の危機を救つて、雲南事件解決の任に當つたのが李鴻章である。一八七〇年（我が明治三年）以後直隸總督となつて西太后の信任を得た李鴻章は、外交上の難件を處置するに方つて缺く可からざる人物と認められて居た。雲南事件も、李鴻章と英國公使ウエード *Wade* の間に結ばれた芝罘條約に由つて解決される事となつた。これが一八七六年（我が明治九年）九月のことであつた。芝罘條約の要領は、左の四ヶ條である。

(一) 旅行券を有する外國の旅行者に保護を加へ、若しその旅行者が迫害された場合には、其の地方の長官（總督又は巡撫）が責任を分つべき事。

(二) 損害賠償として清國から二十萬兩を英國へ拂ひ、且つ謝罪使を英國へ派遣する事。（この使節



を命ぜられたのが郭嵩燾であり、彼れは續いて駐英公使となつた。

(三) 新に宜昌・蕪湖・重慶・温州・北海（廣東省廉州府の南）を開港する事。

(四) 英國から西藏へ派遣すべき視察員に保護を與ふべき事。

光緒帝の親政 雲南事件は、光緒帝が即位してから間もなく起つた事であり、當時光緒帝は幼童であつたから、前に述べた通り、東太后と西太后との兩人が後見役として、所謂垂簾の政を執つて居たのである。

一八八一年（我が明治十四年）、東太后が歿して後は、西太后の獨り舞臺となつて、多年清國の内政外交に功勞を立てた恭親王も西太后の感情を害して職を罷められ、經驗に乏しき醇親王が總理衙門の首座に任命された。醇親王は、外交上の難件を處決するだけの手腕を有つて居なかつたので、西太后も、その點については、李鴻章に信賴しなければならなくなつた。宮中の私事から謂へば、西太后が宦官李蓮英を寵任した事は、數々物議を起す種となり、頤和園（萬壽山）の離宮を修築する爲めに巨大の經費を投じたのも、實は國防の費用を流用したのであるといふ批難を招くに至つた。

光緒帝も、永らく西太后の後見に任せて成長しつゝあつたが、一八八九年（我が明治二十二年）に至つて、大婚の禮を挙げ、そこで初めて親から政を執るといふ事になつた。西太后は頤和園に隱退す

る事となつたものゝ、實は帝の親政も西太后の監視を免がれる事はできなかつたのである。

光緒帝親政の後、僅か五年にして日清戦争が起り、清國の國狀に急激の變化を來たす事となつた。こゝに章を改めて、日清戦争の由來を説き、明治維新以後、朝鮮問題に絡まつた日清兩國の關係を述べることとする。



## 第十七章 明治以後の日清關係

朝鮮の大院君 明治以後の日清關係は、朝鮮問題を中心として居る。その關係に絡まつた朝鮮事情は大院君を除外して説明することはできない。

朝鮮の李朝第二十五代の國王哲宗が歿したのは、一八六三年（我が文久三年）のことである。世嗣が無くて、何人を立て、王位に即かせようかといふ評議が開かれた結果、王族李昰應の第二子李熙を立てる事になり、翌一八六四年、新王の代が開かれた。李朝の習はしとして、王族の中から王位に上ぼつた人は、自分の亡父に大院君といふ尊稱を贈る筈であつたが、まだ存生中の父を大院君と呼んだ例は無い。然るに、李熙が立つてから父の李昰應は、前例を破つて生きながら大院君と呼ばれ、雲峴宮に居つて國王を輔佐する事となつた。是の人が近代朝鮮の所謂大院君であり、李熙は、後に我が韓國併合の際に李太王と呼ばれる事となつた人である。

大院君は、政治上の改革を断行するためには、因襲に泥める人々の反感を招くべき事を覺悟して、自分の志す所に向つて躊躇なく直進した。書院を廢止したのは其の一例である。書院は、全國に散在して、政論を闘はせ黨争を煽り、その政治上の弊害少なからず、甚だしきは無賴漢の集合所ともなつ

て地方の秩序を紊すに至るものもあつた。大院君はその弊害を一掃する目的を以て、特別の事情あるもの、外、約一千の書院を破壊して了つた。景福宮再建を企て、四年間の工事を遂行したのも、亦彼れの武斷的態度を示す一例である。景福宮は、文祿の役に焼かれて後、永らく放棄され、國王は昌徳宮に住んで居たのであるが、今や景福宮再建の大事事が成就して、我が慶應三年を以て、國王は移つて景福宮に住む事となつたのである。

大院君は、西洋人に對して頑強な攘夷説を懷いて居たが、我が日本に對しても敢て屈せざる意氣を示して居た。彼れが西洋人を悪くんだのは、國內のキリスト教徒に對して不快の念を懷いたからであり、教徒に迫害を加へた爲めに、西洋人との争ひを開き、益々西洋人を嫌忌するに至つたのである。キリスト教は清國から朝鮮へ傳はつて來た。一七七七年（清の乾隆四十二年）の頃には、既に北京方面から輸入された天主教に關する書籍を耽讀して其の教義に熱中した者があり、一七八三年には、密に北京へ赴いて西洋宣教師から洗禮を受けたものもある。その信者が多くなるにつれて、これに反感を懷き、固有の道德習俗に背反するといふ點でキリスト教を攻撃する者が少なくなかつた。一七八四年（清の乾隆四十九年）には、朝鮮に於て、初めて天主教の禁令が發布された。西洋の宣教師にして北京から朝鮮への入國を企てた者もあるが、容易に目的を遂げる事ができなかつた。



一八〇一年、朝鮮に於て信者を迫害した際、或る信者が西洋のキリスト教國の武力を借りて信教の自由を保護してもらはうといふ企てを試みつゝあつた事が發見されたので、迫害は一層厳しくなつて來た。その迫害の嚴しさを潛つて、佛國宣教師が支那から朝鮮へ入り、遂に京城に到着したのが、一八三五年の事である。それから四年後の迫害の際に、在京城の宣教師たちは、捕へられて嚴刑に處せられた。然かし、熱心な宣教師たちは、支那から朝鮮へ入る爲めに百方苦心を重ね、中には上海から小船に乗つて黄海を渡り、遂に京城に入つて潛伏した者すらある。然ういふ危険を冒して入國する宣教師が多くなるにつれて、幾度か迫害を受けたにも係らず、朝鮮に於ける信者の數は次第に増して、一八六一年頃には一萬八千人に上つたと謂はれて居る。間もなく、一八六四年（我が元治元年）國王李熙の代となつて、大院君が政治の實權を握る事となり、こゝに大院君とキリスト教の交渉が始まつたのである。

大院君も、キリスト教徒が西洋人に親しみを結び、やゝもすれば西洋キリスト教國の力を借りて信教の自由を得んとする希望を懷きつゝある内情を快しとせず、一八六六年、九名の佛國宣教師を捕へて之れを處刑した。その際、數名の佛國宣教師は危くも逃れて支那へ走り、教徒迫害の事情を傳へる事ができた。

在北京の佛國代理公使ベロネー Ballonet は、獨斷を以て七隻の佛國艦隊を朝鮮へ派遣して、示威運動を試みさせた。この艦隊は、一八六六年十月、漢江の江口に達して、先づ江華城を陥れ、次で少數の佛兵が進んで文珠山城を攻めたところ、あまり敵を侮つた爲めに却つて失敗し、艦隊は江華城を焼き拂つて、忽々退去する事となつた。この艦隊の輕卒な行動は、大院君の排外態度を強めさせたばかりで無く、佛兵が敗北したといふ報道が誇張されて支那に傳はり、支那に於ても佛人に對する輕侮の念が高まつて來た。一八七〇年の天津事件（前章に見ゆ）も、是の輕侮の念が大に與かつて力あつたと謂はれて居る。當時の清國と朝鮮とは、心理上相互關係が緊密であつて、清國の方では、朝鮮を屬國であるかの如く看做し、朝鮮の方では清國を後援者として渴仰して居たのであるから、一方に起つた事件が他の一方に影響すること著るしかつたわけである。大院君がキリスト教徒を迫害したのも、支那に於て頻發しつゝあつた教徒迫害の報に接して、おのづから同じ態度に誘ひ込まれたものも考へられる。

大院君は、佛兵を撃退したといふ誇りを高めて、愈々排外の方針を強め、洋夷侵犯・非戰則和・主和賣國といふ文字を刻した碑を京城に建て、攘夷説を鼓吹しようとした。間もなく米國との間に起つた紛紜の一件も、益々大院君の排外方針を固めさせる種となつて來た。米國は支那・日本との貿易を



擴張するにつれて、朝鮮へも通商を開く希望を起して其の機會を求めて居た。一八六六年、米國商船は、朝鮮への通商を開く試みとして、天津から朝鮮へ向つて、大同江に達して河を溯つた。その頃、朝鮮人は佛人に對して反感を懷いて居た際であるから、米人を佛人と見誤まり、大同江岸の土民は、右の米船を襲つて之れを焼き棄て、その乗員を殺害した。是の一件は十分の解決を得ずに了つたが、米國政府は、米船の朝鮮近海を航行するもの多くなつたについて、萬一米船難破の際に之れを救護するに付ての約定を結ぶ必要ありと認め、且つ成る可く早く朝鮮との通商を開くのが有利であると考へて、朝鮮の事情を探る傍ら交渉を試みさせるために艦隊を朝鮮に派遣する事となつた。その艦隊の司令官は、目下の朝鮮が頑強な排外態度を守りつゝある事を聞いて、成功を危ぶみつゝ、五艦を率ゐて、一八七一年（我が明治四年）五月、漢江の江口に到着した。果して朝鮮兵の抵抗を受け、輕戦を交えたが、元來武力を用ひても通商を開かせるといふ計畫では無かつたから、交渉の望みなき事を察して、七月初に支那の芝罘へ戻つて來た。是の隨意退去は、大院君の眼には米艦の敗退と見えたので、大院君は前に佛艦を敗北させ、今又米艦をも撃退したと考へて、大に排外の意を強うし、西洋人恐るゝに足らずと侮つて、西洋人に阿附するキリスト教徒に對しても一層嚴酷の壓迫を加へようと決心するに至つたのである。

佛米二國の兵を撃攘し得たと考へて、西洋人を輕んずる念を強めた大院君が、我が日本に對しても、清國の後援を恃んで、高慢な態度に出たといふのは、然もある可き所である。その結果、我が國に征韓論起り、續いて大院君引退の後も、日韓關係次第に紛糾して、遂に日清の衝突を招くに至つたのである。以下、その紛糾衝突の經過を説明する。

**征韓論並に江華條約** 明治維新の大業成就して、我が政府は、直接に朝鮮との交渉を取扱ふ事となつた。従來は、徳川幕府が其の交渉に任じ、對馬の宗氏が其の交渉を媒介する形になつて居たのが、今後、政府の手に於て直接その交渉を取扱ふ事になつた。其の旨を我が政府から朝鮮政府へ通告したのである。其の文中に、皇祖といひ皇上といふやうな文字があつて、今迄徳川幕府からの公文書には見えなかつたので、朝鮮の方では、此の如き文字を用ひるのは違例でもあり、又故さらに朝鮮を卑しめたものと解釋して、我が政府からの通告書を受け容れようとしなかつた。我が使節は釜山へ赴いてその地方の長官たる東萊府伯から通告書突き戻されたのである。

使節の一人に佐田素一郎（號は白茅）といふ人があつたが、この件に憤慨して、明治三年三月、我が政府に建白書を上つり、朝鮮の無禮を咎めて斷然之れを討伐せよといふ意見を公にした。佐田氏と同じ行した森山茂も亦討伐の必要を説いて建白書を提出した。二人の意見には、緩急相異なる所があつたが、



結局は討伐の必要を主張したものであつて、所謂征韓論は、その頃から芽生えたものである。

我が政府に於ても、朝鮮の無禮を咎める爲めといふ外に、維新勿々の際に於ける國內の動搖を鎮める爲めに朝鮮問題へ人心を振り向けさせる必要ありと認めたる者もあるが、俄に兵を動かし難き事情もあつたので、征韓の件は何れとも決着しかねて居た。結局、我が政府は、溫和の解決を希望して、再三使節を釜山へ送つて交渉を重ねさせたが、依然として初の如く、却つて朝鮮の我が國に對する輕侮の態度が強められて來るといふ有様であつた。

明治六年、我が政府に於て對韓方針を合議した結果、大使を京城へ派遣して朝鮮の暴慢な態度を改めさせようといふ事になつた。會々臺灣の生蕃が邦人を殺害した件についての臺灣征討の議が起り、清國が臺灣に對して如何なる態度を執るかを確かめる爲めに、外務卿副島種臣が清國に使うこととなつた。其の際、清國の朝鮮に對する態度をも併せて確かめたところ、清國は朝鮮の内治外交に關しては全く干渉しないといふ明答を握つた。そこで我が政府は、征臺を執行すると共に遣韓大使の擧をも實行する事となつて、明治六年八月、西郷隆盛がその大使に任ずる事に略ぼ決定したのである。

然るに九月、岩倉具視が歐洲から歸朝し、十月、改めて對韓會議を開いたところ、岩倉具視は大使派遣の件に反對し、十四日、十五日の會議の席上、岩倉派と西郷派との參議たちが相分れて激論を闘

はした。次で、兩派睨み合ひの姿となつて來たが、二十三日、勅命に由つて遣韓大使の件は中止さるゝ事となつた。

翌明治七年、我が政府は、久しく朝鮮と親しみを結べる對馬の宗氏を渡韓させる計畫を立て、釜山に於ても、我が通告書受理の件についての交渉を續けさせた。當時朝鮮に於ては、王妃閔氏は、國王に親政を勧め、大院君の實權を奪つて之れを隱退させる事に成功して居たので、其の後、朝鮮の我が國に對する態度は稍々和らいだやうに見えたが、然かし彼我親和の解決を見るほどの時機は未だ熟して居なかつた。宗氏の渡韓も沙汰止みとなり、釜山に於ける交渉も舊のまゝに長引いて、到底口舌の上で解決を得べき望みは無くなつて來たのである。

明治八年に至つて解決の機會が到來した。同年九月、我が軍艦雲揚が朝鮮西岸を航行の際、飲料水を求めるために江華島に立ち寄つたところ、俄に守兵から砲撃され、勢ひ一戦を交えなければならなくなつた。我が問罪の使節は、軍艦二隻と陸兵數千とを率ゐて、翌九年二月、江華島に到つて談判を開いた。一旦破れかゝつた談判も辛うじて解決され、二月二十七日江華條約が調印された。

江華條約の要點は、(一) 朝鮮を獨立國と認むる事。(二) 朝鮮の貿易港二所を開く事(後に明治十三年元山、明治十六年仁川が開かれた)。(三) 日本の難破船に對して保護を加へる事。(四) 日本の



朝鮮沿岸測量を承諾する事。(五)朝鮮に居留する日本人の犯罪は日本の法律に由つて處分する事。

(六)條約訂結後六ヶ月以内に通商條約を定むる事(同年八月成立)等であつた。

同年五月、朝鮮の使節が東京に来て修好の國書を提出し、之れに由つて、明治以後彼我の國交が初めて恢復され、永らく彼我の間に紛糾した修好一件も茲に解決されたのである。明治十年我が國は朝鮮駐劄の公使を任命し、明治十三年、京城に日本公使館が設けられた。

明治十五年京城事變 條約の上では修好の運びとなつたが、實際に於ては京城に於ける日本公使並に日本在留民は、朝鮮人から嫌忌され、常に反感を以て迎へられた。只朝鮮の開進を希ふ人々の中に、金玉均・朴泳孝・徐光範などは、日本との親好を必要なりと考へ、朝鮮の將來のために日本と提携するの得策を唱へて居た。

是れより先、我が明治六年大院君は閔妃に忌まれて政界から引退し、閔氏一族が政權を握る事となつた。大院君が不平の胸を湧き立たせたのは言ふまでも無き所である。明治十五年七月、京城の朝鮮兵が食料の不渡りを怒つて一揆を起したのは、閔族の稅政に本づくものであるとはいへ、大院君の煽動も亦與かつて力ある所であつた。是の兵卒暴動の際に、閔族の有力者にして殺されたものもあり、閔妃も辛うじて危きを免かれる事ができた。大院君は引退の身を起して暴動を和め、その機會に乗じ

て、一舉に閔妃以下恨みある人々を殺さうと企てた。殺された者は數百人に上るが、閔妃は巧に逃れて姿を潛めて了つた。

京城の兵亂は日本公使館にも禍を及ぼして來た。平素日本人を悪くみ公使館を嫌つて居た京城の朝鮮人は、その騒動にまぎれて日本人を迫害したのである。七月二十三日夜、日本公使館は暴徒に襲はれ、公使花房義質以下在留邦人は仁川へ落ち延びて、英國の測量船に救はれて危難を脱することができた。

清國の直隸總督李鴻章は、京城事變を開き、吳長慶・袁世凱・丁汝昌等をして清兵を率ゐて渡韓させ、暴動を鎮めさせる事となつたが、清兵京城に入つて間もなく、大院君を捕へ、之れを清國直隸省の保定府に拘留する事となつた。薛福成の著した庸庵文編卷二に據つて考へると、清兵が急に渡韓したのは、日本が是の事變に乗じて朝鮮を脅かし、朝鮮を日本の勢力地とする企圖を廻らすのを妨げる爲めであつたやうである。兎も角も、この事變は、清國に取つては朝鮮に干涉を加へる好機會となつたものであり、兵亂の鎮まつた後も、清兵は京城に駐在して脅威の手を伸しつゝあつたのである。

我が國も、京城事變の善後處分をつける爲めに、花房公使に陸兵を伴なつて渡韓させた。京城に着いた時には清兵の先遣隊が既に入り込んで居り、間もなく後續の部隊が着京した。我が公使は大院君



に對つて談判を開かうとしても、容易に受け附けられず、引き揚げて還りかけた際、八月下旬、大院君は清兵に捕はれて清國へ護送される事となり、形勢や、和らいで、李裕元・金宏集の二人が我が公使に應接して談判を開く事となつた。八月三十日に至つて、仁川の傍なる濟物浦に於て和議成立、

(一) 日本人を迫害した兇徒の處罰。 (二) 賠償金の支拂ひ。 (三) 日本公使館に警備隊を置く事。

(四) 日本へ謝罪使を送る事等の條件が決定された。

十月、朴泳孝・金晩植・徐光範等が謝罪のため東京に來たが、是の人々は、清國の干渉を快しとせず、清國に阿附する閔族を忌み、將來日本の力を頼んで改革を行はんとする意圖を有つて居た。金玉均も其の同人であり、朝鮮獨立の實を完うする爲めに日本と提携する必要を唱へて居た。然かし、大院君が支那へ拘留されて後は、閔妃と其の一族とが又もや政權を占めて、金・朴一派の親日黨を虐待しつゝあつた。

明治十七年京城事變 明治十七年となつて、清國は安南問題に關して佛國と戰を開き、注意を南方に傾くるに至つたのを幸として、金・朴一派の親日黨は、この際日本の力を借りて、閔族を覆へし清國の干渉を排除する計畫を廻らした。

當時の我が公使竹添進一郎は、明治十六年に赴任した人であるが、初めの頃は金・朴一派と相親しむ様子も見えなかつたのに、一旦歸國し、明治十七年再び渡韓してから後は、彼れの態度は一變して金・朴一派と親しく往來したのみならず、朝鮮獨立の急務を説いて金・朴一派を激勵するやうになつて來た。金・朴一派が大に日本を頼んで前途の望みを擴めたのは當然の成り行きである。その頃の我が外務大臣は井上馨であつた。

同年の冬に入つて、京城の人心何となく落ち着かず、氣早やの人たちは日清衝突の風説を立てるまでになつた。京城駐在の清兵を指揮した人は、當年二十六歳の袁世凱であつたが、彼れは金・朴一派と日本の關係に疑を挟み、萬一の變に處する手段を講じ、閔泳翊の率ゐる朝鮮兵も、清兵に協同して警戒を怠らなかつた。

十一月下旬、金玉均等は國王に見えて、清佛交戰を始めとして東亞の形勢の變化を説き、朝鮮も獨立の實を完ふするために改革の斷行を要する所以を述べて遂に國王の内諾を得た。十二月四日は、京城郵政局開業の祝日であつた。金・朴一派は其の夜を以て、豫ての計畫に由り、先づ閔族の有力者を斃し、國王を擁して政治の面目を一新する快舉を決行することゝなつた。

不幸にして、計畫は完全に遂行されなかつた。竹添公使は公使館衛兵を率ゐて王宮に入り、翌五日、國王の命に由つて、閔族は職を罷められ、親日派の人々が代つて政府を組織することゝなつた。又翌



六日、國王が改革の詔を發布せんとしつゝあつた際に、袁世凱の率ゐる清兵は突如として王宮に亂入し、宮中の朝鮮兵も之れに應じて、僅々二百足らずの日本兵を重圍の中に陥れた。

日本公使館も暴徒の襲撃に苦るしめられ、重圍を破つて歸來した竹添公使の一行も、遂に支えかねて居留邦人を引き具して急に仁川へ逃れ、在泊の千歳丸に投じて危難を免かれることができた。礮林大尉以下約四十名の邦人が是の騷亂の中に斃れたのである。

我が政府は、京城事變の善後處分のため、井上馨に陸兵を伴なつて渡韓させた。翌十八年一月九日談判まごまつて、(一)日本へ謝罪する事。(二)賠償金を拂ふ事。(三)礮林大尉殺害者を捕へて處刑する事。(四)日本公使館修築費を拂ふ事。といふ條件が取り決められた。この談判は、事變の原因に溯つて云々する煩を避け、只善後處分を決するに止めた爲めに、案外容易に終結したのである。

金玉均・朴泳孝等は、我が國へ亡命して來たが、逃げられた親日黨の人々は、多くは捕へられて處刑された。日本を頼みとした親日黨の計畫全く失敗した結果、この事變以後、京城に於ける日本の勢力は慘めなほど寂れて了つた。

天津條約 明治十七年の京城事變には、京城駐在の清兵が之れに干與したのみならず、事變後に於ても、清國は益々朝鮮に干渉を加へんとする態度を示し、我が國と朝鮮の間に行はれた談判にも妨害を加へたほどである。我が國に於ては、この事變に關する清國の責任を問へといふ輿論起り、實際このまゝに放任する時は、將來の日清關係を險惡ならしむる恐れがあつたので、我が政府も今後の朝鮮問題について清國と打合せを遂ぐる必要を認め、伊藤博文を全權大使として清國へ派遣することゝなつた。

明治十八年四月、伊藤博文は、天津に於て李鴻章と會見して談判を開いた。先づ駐鮮清兵の撤退の件から談判を始めたが、幾ばくもなく清佛の講和成立するに及んで、李鴻章は俄に強硬の態度を執り、之れが爲めに破談に立ち至らうとしたのを、辛うじて和解することができて、四月十八日、日清の天津條約が成立した。(一)調印後四ヶ月以内に日清各々朝鮮から撤兵する事。(二)日清兩國以外の外國から軍人を備ひ入れて朝鮮兵の教練に當らせる事。(三)將來朝鮮に事變起つて日清兩國が又はその一方が出兵の必要を認むる時は互に其の旨を照會し、事變収まつた後は直に撤兵する事。以上の三項が決定された。

天津條約結ばれて後、同年十月、大院君は清國に於ける拘留を解かれて、復び京城へ送り歸された。これは、今後朝鮮の態度を監視する爲めに、大院君を懐けて清國の利益を圖らせようといふ目的に出たものであり、袁世凱の獻策に本づくると謂はれて居る。袁世凱自身は、駐紮朝鮮總理交渉通商事宜



といふ職を負うて、依然京城に駐在する事となつた。而して袁世凱が京城に於て深く顧慮しなければならなくなつたのは、露國の勢力であり、閔妃を始めとして親露の態度を示すものが多くなつて來るにつれて、袁世凱は朝鮮と露國の親近といふ事について、特に監視の眼を光らせなければならなくなつたのである。

朝鮮と露國の關係 我が日本が明治九年に江華條約に由つて朝鮮の港を開かせてから、歐米諸國も之れに倣つて朝鮮との通商條約を結ぶ事となり、明治十五年、米國がその條約を結んだのを手始めとして、英、獨、伊、露、佛、埃の諸國も相次で朝鮮との通商を開いた。

歐米諸國が朝鮮と通商を開くに至つた中に於て、英國と露國とは、東洋に於ける利害相反すること甚だしかつたのにつれて、朝鮮に對する行動についても、數々世の耳目を惹くやうな事件を招きつゝあつた。巨文島占領の件と露韓密約の件とは、其の著るしき例である。

巨文島は朝鮮の南岸に近く、英人の所謂ハミルトン港 (Port Hamilton) である。英國が明治十八年四月、この島を占領するに至つたのは、中亞細亞問題に絡まつて英國が露國に對抗するため、東亞細亞に於ける根據地を作らうとしたからである。是れは、前に我が文久元年、露國が我が對島を占領したのと同様の趣意に出づるものである。この占領について、英國は豫め清國の内諾を得たものであつ

たから、朝鮮は之れを知つても手の下だしやうが無かつたわけである。其の後、中亞細亞に於ける英露衝突の危機が去つたにも係らず、英國は尙ほ巨文島を手離さなかつたので、李鴻章は英國に對つて撤退を求め、露國も清國を促して撤退の要求を強めさせた。そこで、英國は、清國が露國の侵略に對して朝鮮を保護する事を承諾するならば巨文島の占領を解くといふ回答を與へ、清國は、露國に交渉して朝鮮を侵さないといふ證言を求め、更に之れを英國へ通じて、初めて英國の巨文島占領を解かせることができた。その占領は二ヶ年に亘つたものである。

露國は、一八六〇年、清國から沿海州を割き取つて、直接朝鮮と境を接するに至り、其の後、朝鮮へ勢力を擴張する機會を覘ひつゝあつた。明治十七年、露國は朝鮮との通商條約を結んだが、別に露韓國境に近き朝鮮領土内に於て露國の爲めのみの内地貿易を開かうと企てた。この内地貿易の件は永らく行き悩んで居たが、明治二十一年八月、露韓陸路通商條約が成立して、露國は略ぼ要求を遂げる事ができたのである。

この陸路通商條約よりも前に、露韓密約といふものが言ひ傳へられて、殊に朝鮮に對する清國の猜疑を深めさせた事がある。是れは明治十七年京城事變より後の事であつて、朝鮮が露國の保護を求め、るために露國に取つて極めて有利な條件を内諾したと言ひ傳へられた。袁世凱は、之れを探り知つて、



直ちに李鴻章に訴ふる傍ら、是の際、朝鮮の當局者を懲らして露國から離れさせる必要ありと認め、我が明治十九年八月、彼れは國王以下當局の主要なる人々に對つて大に威嚇を加へ、國王から徐相雨を李鴻章のもとへ遣はして陳謝させたので、事やうやく收まつたと謂はれて居る。

明治十七年の京城事變に於て、親日派は全滅の姿となり、清國が今後京城の脅威ならうとした所へ、更に親露派が擡頭して、清國の戒心を要する事となつた。明治十八年四月からツェーベル *Waeber* が京城駐在の露國公使となり、袁世凱を好敵手として京城に於ける勢力を争ふに至つたのであるから、清國の勢力を代表する袁世凱は、日本排斥に成功して問もなく、更に一ツの勁敵を面前に控ゆる事となつたわけである。巧慧なる閔妃が國王を嗾かして露國へ接近させようとする氣色を見せて來たので、袁世凱としては益々監視の眼を睜らなければならなくなつたのである。

**日本の態度と金玉均の死** 露國の活躍に引きかへて、明治十七年事變以後、朝鮮に於ける日本の勢力は脆くも挫けて了つた。我が國は、京城政界の變移を只慎重に見守つて行くに止め、代理公使を置いて平凡の國交を續けるといふに過ぎない有様であつた。

明治十八年以後の京城に於ては、政治上並に經濟上、清國の勢力益々旺盛なるに比して、我が居留民は次第に其の數を増しつゝあるにも係らず、商業に於ては清商に壓倒せられ、加ふるに韓人の輕侮

に苦しめられて發展を阻害せらるゝ不幸を忍ばなければならなかつた。京城駐在の我が官吏も、邦人の要求を支持するよりは寧ろ韓人との衝突を避けしむるが如き手段を講ずるに苦心し、因循の態度を守るに甘んじて居たのである。

明治二十二年、咸鏡道黃海道地方官が防穀令を布いて、邦商の損害を招いた事がある。是の件も、實に三年餘の時日を費して漸く損害を償はしむる事ができた程で、當時歐米人は、日本が清國に仲裁を頼んで辛うじて解決を見たのであると批評したくらゐである。

我が政府が對韓政策に於て姑息陰忍の方針を執つて居たことは、金玉均に對する態度が明らかに之れを表示して居る。金玉均は、京城事變の際、我が國に亡命して來たが、我が政府の態度が冷淡であつたので、民間志士の義侠に助けられて放浪の生活を支えて居た。明治十九年、金玉均が我が民間の志士と謀つて再舉を企てたのが覺はれて、我が政府は之れを小笠原島に流し、次で之れを北海道に移した。畢竟清國への遠慮から金玉均を遠ざけたのである。明治二十四年、彼れは東京へ歸つて來たが、間もなく明治二十六年となつて、朝鮮に東學黨の動亂が萌して來た。金玉均は本國の同志から歸國を促されたが、東京駐在の清國公使汪鳳藻及び朝鮮から派遣された刺客洪鐘宇のために巧みに誑らされて、身を李鴻章に托する決心を定め、上海へ釣り出され、その地に着くや否や同伴の洪鐘宇に暗殺



されて了つた（明治二十七年三月）。其の屍は清國官憲の手に奪はれ、朝鮮に送られて酷刑に處せられた。

金玉均の死は、我が民間志士をして同情の涙を濺がしめたのみならず、一方には我が政府の因循を誹り、又一方には清國の暴狀を責むる輿論の沸騰を促がした。會々金玉均死して後幾ばくもなく、明治二十七年五月朝鮮全羅道に、東學黨の叛亂が起つて、朝鮮動搖の風雲險しく、苟も朝鮮の狀勢に注目する者の眼を聳てさせずには置かない有様となつて來た。天佑俠と呼ばれた我が志士の一團が、國の爲めに圖る所あつて、勇躍して渡韓したのも、此の際の事である。

東學黨と日清戰爭の誘發 東學黨は一種の宗教團體であつた。朝鮮固有の風教を維持することを主張したのであつて、儒佛道の三教を混和した宗教を設け、その教の總理者を道主といひ、教徒は道主に對して絶對の信仰と服従とを示さなければならなかつた。其の教の起つたのは一八六〇年前後の事であつて、創始者を崔濟愚と謂つた。（一説には、崔福述が首唱者であつて、崔濟愚はその再興者であるとも謂はれて居る）。初め誤解されて官憲から迫害されたにも係らず、次第に勢を擴め、全羅道は其の本據となつた。明治二十七年五月、全羅道の古阜に於て、全率準といへるもの、地方官の暴政を惡くみ、東學黨を率ゐて動亂を企て、無賴の民之れに依附して掠奪を逞しうするに至つた。官兵之れ

を抑へかね、政府當局者は狼狽して、袁世凱の手を経て援を清國に求むる事となつた。李鴻章之れを諾して出兵する事となり、端なくも我が國との紛紜を來たすに至つたのであるが、その紛紜を説く前に、袁世凱と大院君の關係を考察する必要がある。

大院君に取つては、閔妃は深き怨みの的である。我が明治十八年、大院君は赦されて清國から京城へ歸つて來たが、閔妃の行動を監視すべき筈の彼れが、却つて閔妃の爲めに監視される有様で、不平の中に十年に近き歲月を送つて來たのである。袁世凱に取つては、閔妃が陽に清國を尊びながら實は露國に親近しようとする行動について甚だ不快に感じて居た。然かし京城駐在の露國公使ウエーベルが敏腕を振ふのみならず、我が明治十五年以來、京城にも各國の代表者が派遣されるやうになつて來たので、清國も各國を憚つて猥に朝鮮に壓迫を加へることができなくなつて居た。大院君に取つても袁世凱に取つても、閔妃は共同の敵であり、閔妃を操縱する露國の勢力は、殊に袁世凱の嫌忌に堪へざる所であつた。

東學黨の動亂は、袁世凱に取つては朝鮮に干涉を加ふる好機會となるものであり、大院君に取つても、閔妃と其の一派とを苦しめる手段として利用し得べきものである。是の兩人が密に暴徒を煽動したと言ひ傳へられたのも、強ち虚構の風説では無かつたらうと考へられる。



袁世凱が待ち設けた通り、明治二十七年六月三日、國王から援助を清國に求めて來た。李鴻章は出兵の事に決したが、明治十八年天津條約の規定に據り、一應出兵の件を日本に通告する必要を認め、六月七日、東京駐在公使汪鳳藻の手を経て出兵の通告を我が政府に寄せて來た。その文中に、屬國保護の必要に由つて出兵するといふ意味が述べられてあつた。我が政府は清國の朝鮮に對する屬國保護の名義を承認しない事を答へ、併せて我が國も亦居留民保護の爲めに出兵すべき旨を通告した。李鴻章は、日本が強固な決心を以て出兵しようとは思ひ及ばなかつたかも知れないが、我が國は深く期する所あつて、機先を制して、逸早くも出兵して京城を占領させた。當時清兵は京城の南方約二十里牙山に上陸しつゝあつた。

清國の出兵は、東學黨討伐の名を借りて朝鮮を威壓する爲めであつた事は明白に察知せらるゝ所であり、之れが爲めに朝鮮に於ける我が國の地位は著るしく侵害さるゝに至る筈であつたから、我が國としては自衛上清國と争ふ決心を固めたのである。然かし、李鴻章も袁世凱も、日本の決心の強さを明察する事はできなかつた。李鴻章は、初めから日本と戦ふ事を豫期したのでは無く、袁世凱も、只恫喝を以て日本を脅かし得るものと信じて居た。李氏にしても袁氏にしても、朝鮮を清國の勢力の下に屈服させるものには日本と朝鮮の關係を十分に顧慮しなければならぬ事を知つては居たが、東學

黨動亂に際しての出兵は、直接日本を敵視したのでは無く、寧ろ露國の野心を患へたからであると察せられる。李氏は直隸總督・北洋大臣として外交の樞機を握つて居たとはいへ、清朝の有力者の中には李氏に反感を懷く者少なからず、總理衙門の大臣たちも、必ずしも李氏に協同するものでは無かつた。従つて、李氏は、日本と戦を聞くとするれば、其の責任を一身に負はなければならない地位に立つて居たので、出兵はしたものと、直ちに戦を日本に求めるだけの決心を固めては居なかつたばかりで無く、英露二國の仲裁を求める手段を講じた程である。そこで、日本軍が京城に入り、清軍が牙山附近に集合して遙に對峙しつゝあつたとはいへ、果して戦を交ゆるに至る可きや否やは未決の問題となつて居たのである。

此の際、我が國は、日清合同して朝鮮問題を處理する一案を提出したところ、清國から拒絶されたので、六月二十六日、我が公使大島圭介は、國王に政治改革の急務を説き、次で朝鮮は自主獨立の國であるといふ證言を得て後、七月三日、政治改革の要目を提議する事となつた。然るに國王は、袁世凱に脅かされて、改革を執行して自主獨立の實を擧ぐる意志無きこと明白となつたので、我が國は獨力を以て朝鮮の獨立を保全するための手段を執るに決し、大院君を促して改革に當らしめる事となつた。袁世凱が危急の迫れるを覺つて京城から出奔したのは、其の頃の事である。



七月二十五日、國王及び大院君から我が公使に對して、朝鮮の獨立を害せんとする牙山の清兵を驅逐する件を依頼し來り、同日、日韓攻守同盟が成立して、我が國は朝鮮の依頼に由つて清兵を驅逐する事となつた。この日、牙山の沖、豊島附近に於て、清艦は先づ我が軍艦に發砲し、彼我の交戦避く可からざるに至り、七月二十九日、牙山の東に近き成歡に於て、我が軍は清兵と戦つて之れを撃破した。八月一日、日清兩國各々宣戰布告を發した。

**三國干涉** 我が國が着々戰勝を占むるに及んで、早くも歐米列國が是の戰爭の結末について干涉を加へやうとする氣色が現はれて來た。明治二十八年二月下旬、露國公使は我が外務省に對して、日本が支那大陸の一部を占領するのは日本に取つて得策でないといふ意味を申し入れ、又日本軍の北京方面へ進軍するのは露國の支那貿易を害する結果となる事を深く顧慮してくれといふやうな思はせ振りの忠告を寄せた事がある。

明治二十八年四月十七日、下關條約成立して戰爭の局を結び、我が國は、遼東半島・臺灣・澎湖島を取り條約の實行されるまでの擔保として山東省の威海衛を占領する事となり、清國は、償金二億兩を日本に拂ひ、新に沙市(湖北省)・重慶(四川省)・蘇州(江蘇省)・杭州(浙江省)を貿易のために開放することを諾し、なほ朝鮮の獨立を確認する事となつた。同二十日、我が國に於ては平和克復の詔が發

布され、我が國民は慶びに浸つて國運の前途を祝福しつゝあつた。

四月二十三日、三國干涉の暗雲が渦巻き立つて、俄に我が國民慶賀の輝きを暗まして了つた。この日、露獨佛三國の公使たちは、外務省に來て、日本が遼東半島を占有するのは、清國の首都を危うする恐れあるのみならず、朝鮮の獨立をも脅かす可きものであり、畢竟東亞の平和を害するものと認むるが故に、遼東の占有を斷念してもらひたいとの意味を申し入れたのである。干涉の起るべき氣色は前以て現はれて居たのであるといへ、現に三國合同の抗議を突きつけられて、我が政府が如何に苦腦を重ねたかは察するに餘ある所である。その間の消息は、當時の外務大臣陸奥宗光の手記たる蹇蹇錄に詳記されて居る。下關條約の批准の期限は五月八日であつたが、若し三國との交渉長引く時は清國が之れに乗じて批准を拒み、従つて條約を無効に歸せしむる恐れがあつた。四月二十三日以後十數日に亘る我が政府の悲痛なる外交折衝も遂にその効なく、五月五日、我が政府は三國の要求に従つて遼東を放棄するに決した。次で五月八日、山東省芝罘に於て下關條約の批准書交換を了り、五月十日、我が國に於ては遼東還附についての意味深長の詔が發布された。還附の代償として、清國は日本へ三千萬兩を拂ふ事となつた。

三國干涉は、朝鮮に於ける日本の地位に對して甚大の影響を與ふる事となつた。是より先、戰爭の



初期に方つて、朝鮮國王は、日本の勸告に従ひ、大院君を舉用して政治の改革を行ひ、從來清國の後援を恃んで日本を卑しめた事大黨は悉く屏けられ、閔妃も亦勢を潜め、金宏集・魚允中・朴泳孝等は大院君を輔けて新政を處理する事となつた。明治二十七年十月、井上馨は大島圭介に代つて公使となり、懇切に改革を指導したが、大院君を始めとして新政府の諸員は何れも忠實に政治を一新するの意なく、只形式を整ふるに甘んじて居たが爲めに、又もや閔妃に乗せられ、我が井上公使すらも大院君を疎んじて却つて閔妃の詐略に誑らかさるゝ有様となつて來た。

**十月八日事變** 閔妃の態度は三國干涉以後、更に一變して來た。前日の如く露國に親しまんとする傾向が著るしくなり、公使ウエーベルと結托して陰に日本の勢力を排斥しようとする態度が目立つて來た。閔妃が三國干涉の結果を觀て、急に日本を輕んじ露國を頼むに至つたのは、已むを得ざる所であり、實は戰勝の餘光に由つて朝鮮に於ける我が國の地位は大に躍進すべき筈であつたのが、三國干涉の爲めに一蹴されて、因循の對韓政策を執らざるを得ざるに至つたのは遺憾の極みと謂はなければならぬ。

明治二十八年七月、井上馨に代つて、陸軍中將三浦梧樓が公使に任命された。井上公使の世話好きで口喧ましかつたのに反して、三浦公使は冷靜寡言の中に京城の政局を凝視して居たのであるが、閔

妃に取つては、三浦公使は與みし易き訥朴の武人とも見えたのであらう。閔妃の親露主義は次第に露骨となり、日本に親しまんとする人々は悉く放逐され、曾て日本の忠告に由つて組織された制度は皆破棄されつゝあつたが、殊に日本軍人の手に由つて訓練された一隊の朝鮮兵即ち訓練隊も亦解散されかけて來た。

閔妃の横暴に切齒したのは、我が三浦公使ばかりでは無かつた。彼の大院君も閔妃に對する恨み愈々深く、當時京城に近き孔德里に隱居しては居たが、我が明治六年以來實に二十餘年に亘つて閔妃と相容れなかつた境遇を回顧しつゝ、目前に閔妃の跋扈を見ては、憤恨更に加はつて老いの身を擲つて最後の報復を企てようと思ひ込んだのは信に必至の勢であつたと謂はなければならぬ。されば、三浦公使と大院君の間には氣脈おのつから相通する所あり、我が國の志士にして京城に集まる者百餘名、皆眉を揚げ腕を扼して、飛躍の策を廻らしつゝあつたのである。

訓練隊が解散される事に決定したのを知つて、隊長の一人李範善は、先きんじて奸物を除く之急務なる事を三浦公使に勧め、公使も亦我が國家の面目に關する危機切迫したのを覺つて、遂に心期する所あり、大院君を促して政治革新を國王に勸告させる事となつた。明治二十八年十月八日の夜深く、大院君は訓練隊並に日本志士の一團に護られて、俄に王宮に入り、遂に國王に見えて政治革新の急を



説いて其の承諾を得た。閔妃が何者かの手にかゝつて悲慘の最期を遂げたのは、其の夜の騒動に紛れたることである。閔妃時に四十五歳、大院君は七十六歳であつた（我が明治三十一年、大院君は七十九歳を以て病歿した）。

閔妃の一黨は皆斥けられ、金宏集が新に政府を組織する事となり、大院君は其の後政界から引退して了つた。然かし、閔妃の殺害の件は累を我が國に及ぼして三浦公使は呼び還され、我が國は列國から猜疑の眼を集められて、京城の政界に於ても、兎角遠慮勝ちな態度を守らなければならなくなつた。従つて金宏集一派の親日黨も、其の地位の不安を感じつゝ親露黨に脅かされ、日本の勢力は次第に萎縮する傾向を示して來た。

朝鮮に於ける露國の勢力 親露黨は李範晉を中心として、金宏集の一派を迫害する手段を講じつゝあつたが、明治二十九年二月、國王は王宮を脱出して露國公使館に走り、次で金宏集以下の大臣たちは、暴徒に襲はれて、或は殺され、或は日本へ逃れ、其の後、政府を組織する者は、露國公使ウーベルの干渉を受けて、偏に露國の勢力に迎合する有様となつた。

我が政府も、京城に於ける露國勢力の昂進に對して、卒かに之れと争ひ難さを察知し、寧ろ露國と協力して朝鮮に關する問題を處理するの得策なるを認めた。明治二十九年五月、我が公使小村壽太郎は、ウーベルと會合して議定書を作り、國王に還宮を勸告する事。釜山京城間の日本電線警備兵を置く事。日露兩國の朝鮮居留地に守備隊を置く事を約定した。次で露帝戴冠式に參列した我が山縣有朋は、モスコウに於て外相ロバノフ Lobanov と會見して、同年六月、日露協商を訂結した。これは日露協同して財政改革を朝鮮に勸告し、その外債は日露合議して之れに應ずべく、軍隊と警察との整備は朝鮮に一任し、日本の京城釜山間の電線に對して露國は新に國境から京城への電線を設くべき事等を協定したものである。

右の協商は、我が國が朝鮮に對する權利利益を露國に均霑させたものであつて、明らかに我が讓歩の迹を示すものである。而してこの協商の有無に係らず、露國は益々壓迫の歩を進め、明治二十九年六月朝鮮兵の訓練には露國式を用ひさせ、次で將校下士卒を京城に送つて訓練を強要した。同年九月、ウーベルに代つてスパイエル Späher が露國公使となつたが、新公使は朝鮮政府財政顧問の英人を排斥して露人を用ひさせようと企てた。朝鮮は之れを拒む力も無かつたが、英國艦隊の示威を幸として辛うじて露國の強要を中止させる事ができた。あまりに露骨な横暴振りを見せつけられて、之れを厭ふもの漸く多く、英人米人も露國に對して非難の聲を高めて來たので、京城に於ける親露熱も大に冷却する傾向が現はれて來た。



その後、朝鮮に於ける露國の勢力は、明治三十三年北清事變を経て日露戦争に至る間、種々の形に次て昂進しつゝあつた。之れに對して最も戒心を要したのは我が日本であり、朝鮮が或る外國に威壓されて了う事は、國力發展の途に上ぼりつゝある我が國に取つて、自衛上看過することのできない重大案件であつた。明治十七年以後、我が國が朝鮮問題について多年の屈辱を忍び來つた經過を回顧すれば、朝鮮に對する露國の壓迫に對して永く之れを默過することができなくなつて來るのは當然の成り行きである。北清事變以後、露國が滿洲から進んで朝鮮へ侵略の手を伸ばして來たのを見るに忍びずして、我が日本が自衛上奮起して露國と戦を交ゆるに至つたのである。日露戦争が朝鮮問題を核心として誘發された事情は、後の第十九章に述べる。

東洋史講座第四期前編滿洲民族盛衰時代 終り

昭和五年二月五日印刷  
昭和五年二月十日發行

東洋史講座第八卷

第四期前編 滿洲民族盛衰時代

版權所有

發行所

著者 松井等

發行者 長坂金雄

印刷者 野口常太郎

印刷所 友文社印刷所

東京市神田區今川小路三丁目九番地

國史講習會

雄

山

閣

電話九段貳參壹四番  
振替東京二四二二七番



文學博士 三宅米吉先生著

定價 壹圓八拾錢  
送料 八錢  
四六版二三〇頁  
クロース上製

最新刊

# 以文會筆記抄

本書は文化より天保嘉永に至る殆んど三十年間、以文會と呼ぶ京都在住の醫師文人等が組織せる清遊娛樂の歡會に於ける會員談話の筆記にして、漫談あり感想あり、合評あり學術に關する研究あり、主として廣く文學美術故實好古の問題に亘り所謂「古雅の咄し」と云ふべきを集めたるもの、これを讀めば今より百年の昔、當時文雅の人士が如何なる知識を有し、如何なることを語り、如何に古物古跡を觀察したるかを目の當り見得べく、又有史以後の考古學研究に關しては、當時既に異狀なる進歩を遂げたるかを悟るであらう。要するに之はこれ稀有の文獻、又好箇銷閑の隨筆集、今は亡き著者三宅博士が最後の著にして、氏を記念すべき絶好の書也。

古稀記念出版  
博士最後著書

版元 雄山閣 東京 神田 今川 小川路 七二四二

東洋大學  
教授

田中治吾平先生著

定價 貳圓五拾錢 (送料十二錢)  
菊版 クロース上製 三百余頁

# 天照大神々格論

國土神に筆を起して皇祖大神の御神格を宣明し、神道に於ける一神教思想の發達を論述したる堂々一千有余枚の大論文。本書は、東洋大學教授田中治吾平先生がその該博なる識見と多年蓄積せる深奥なる蘊蓄とを傾け盡したる卓説にして現下動搖せる思想界に一味の清涼劑を投じたるものと云ふ可く、神官、宗教家は勿論、教育者、國文學研究者等必備必讀の名著也。

新刊

發行所 雄山閣 東京 神田 今川 小川路 七二四二



文學士 大塚 久 著

定價 二圓五十錢 送料十二錢  
四六版 三〇〇頁 上製 函入

# 政略結婚と武將の家庭

最新刊

北條今川武田上杉織田豊臣徳川氏等、主として戦國時代の諸英雄の間に成つた政略結婚と其の家庭とに就て、極めて興味多く記述したものである。即家庭の主人公として見たる英雄傳であると共に、又當時の女人時代相であり、婦人時勢粧でもあるのである。諸豪族の姻戚關係を知らなくては戦國時代から織豊時代史の真相は分からぬのである。以て本書は歴史研究家の参考書となすべきは勿論、文藝作家の爲には篇中到處に小説史劇創作のヒントを提供してゐる。事實は小説よりも奇なりといふ語があるが戦國武將の婚姻關係には確に小説以上に變幻極りなき面白さがあるのである。既に架空な小説に飽きた世の一般讀書家の爲にも、飽くまでも史實に即した而も小説よりも面白い本書は好個の讀物であること請合である。

發行所 東京 神田 今田 小川 路三ノ九 番七 雄山閣



